

総務市民委員会記録

日 時	令和6年3月12日（火）	午前10時00分～午前11時04分 午前11時10分～午前11時59分 午後1時00分～午後2時00分 午後2時05分～午後3時15分 午後3時25分～午後4時55分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎福元 愛 ○塚本竜太郎 内田 博紀 小川 学 小川百合子 永山 智仁 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
委員外出席者	なし	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 危機管理部長（國井 潔） 危機管理政策課長（五津和則）防災安全課長（石原祐一郎） 総務部長（飯田晃一）次長兼人事課長（依田森一） 給与厚生室長（清水純子）資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫） 経営戦略課長（保木 純）データ分析室長（野口由美子） 共生・交流推進センター所長（佐伯淳史）DX推進課長（畝山英晴） 財政部長（中山浩二）次長兼市民税課長（石田 清） 財政課長（岡村秀明）債権管理課長（田崎喜一） 広報部長（松山正史） 広報広聴課長（真田理江） 市民生活部長（永塚洋一） 市民活動支援課長（吉田 敬）スポーツ課長（小出嘉則） 市民課長（阿部信行） 消防局長（本田鉄二） 参事兼企画総務課長（清水 徹） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） 次長兼指導監査課長（渡邊 浩司） その他関係職員	

午前 10 時開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会します。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際にはその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第29号、令和6年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○小川（百） まず初めに、当初予算の中の避難所における防災資機材等の整備なんですけれども、耐震性井戸付貯水装置の整備なんですけど、これは柏市内にバランスよくというか、設置してあるのでしょうか。

○防災安全課長 耐震性貯水層の関係ということなんですけれども、現在こちらのほうは17か所、市内のほうに配備させていただいております。市内バランスよく、北部から南部まで配置しているというふうに考えております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。旧沼南地域にもきちんとというか、偏りなく設置してあるという認識でよろしいでしょうか。

○防災安全課長 沼南地域のほうには、井戸等がある関係もございまして、そちらのほうの耐震性貯水層のほうの設置はございません。以上です。

○小川（百） 分かりました。ホームページ見たときに、ちょっと沼南地域のほう

がないなと思ったので、分かりました。ありがとうございます。

○防災安全課長 補足させていただいてよろしいですか。恐れ入ります。耐震性の井戸付貯水層は、先ほどそのように申し上げたんですが、耐震性の貯水層というものもございまして、これは井戸つきではないんですけれども、こちらのほうに関しては、旧沼南エリアのほうにもございます。失礼いたしました。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。続きまして、防災備蓄の拡充なんですけれども、この防災備蓄の拡充は、2年度から令和6年度までの5年間で不足分を入替え補充ということなんですけど、まだ充足率が100%に達していないものもあると思うんですけど、今回こういった備蓄品も100%に持っていくという認識でよろしいでしょうか。

○防災安全課長 6年度について、防災備蓄品の拡充を図ることによりまして拡充を図っていくんですが、現在保存食のほうは6年度配備予定数を踏まえても、全体計画の約93.5%ということで、まだ拡充が必要な状態でございますので、すみません、令和7年度以降も引き続き拡充に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。ちなみに賞味期限が近くなったというか、そういったものの活用というのはどのようにされていますか。

○防災安全課長 賞味期限、間近に迫ったものについてはロスがないように、フードバンクに提供したりとか、あとは他課の協力を得まして、独り親家庭の方とかに配備したりとか、もしくは地域の防災講習、防災訓練のときに、地域の方と実際に共有して、こういったものがあるかというのを食べていただいたりとか、そういったことに活用させていただいております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。分かりました。

続きまして、柏市70周年記念事業のところなんですけれど、主な事業というところで、様々イベントなどを予定、企画していると思うんですけど、このイベントとかの内容というのは、公募で募ったりとかみたいなことをされたりするんでしょうか。

○広報広聴課長 今こちらに御紹介しておりますのは、令和6年度中に実施を既に予定しているものになりますけれども、こちらを決めるに当たっては、庁内の各部署にも協力を求めまして、それぞれが行える、市民の方と御一緒に行えるような事業ということでアイデアを募りまして、その中から選定したものになっております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。そうすると、もう決まっているものをこれから行っていくという、これからまた募集したり、公募したりする予定はないということでしょうか。

○広報広聴課長 こちらに記載しておりますのは、大枠は決まっておりますけれども、実施に当たりましてはそれぞれ担当課と協議していきますので、その中で参加をどのように求めるかですとか、あと予算にはなっておりませんが、一般に

広く市民の方からもいろいろなお声を寄せていただくような企画もこれから考えてまいりたいと思っておりますので、御一緒に進められればと思います。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。本当に70周年のこの記念事業、とても大事な事業だと思うし、また柏市の歴史を学べる本当にいいチャンスだと思うので、子供たちにも広く知っていただきたいと思っておりますので、子供たちからもアイデアを募るだとか、そういうこともすごくいい取組なのではないかなというふうに思っておりますので、工夫して、小中学校のとか、広く子供たちにもこの70周年記念事業知っていただけるような取組につなげていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○若狭 おはようございます。まず、では順番に、当初予算で、文化遺産の保存と活用についてお聞きします。今回、これはこちらの管轄……

○委員長 すみません、管轄違うと思うんですが、恐らく。どういうところですか。（「文化課ですね」と呼ぶ者あり）

○若狭 管轄外でしたか。

○委員長 はい。

○若狭 すみません、失礼しました。では、防災安全課に関してお聞きします。

○委員長 若狭委員、内容によっては、もしかして部分的でも入っているかもしれないんで、どういった内容になりますか。

○若狭 そうですか。今回の予算で、篠籠田の獅子舞文化調査とかに計上している予算、どんな調査をして……

○委員長 所管外になるので。

○若狭 失礼しました。では、防災の避難所における防災資機材等の整備について伺います。現在のこの設置数、今ちょっと小川委員から聞いたところが重複しているので、ちょっと省略します。これは今後、井戸、災害用手押し式井戸というものは、全体の今後の計画みたいなのって、また来年度以降って考えているんでしょうか。

○防災安全課長 手押し井戸につきましてなんですけれども、こちらにつきましては令和9年度までに全小中学校に手押し井戸を完備する計画で現在対応を進めております。令和6年度予算につきましては、10か所に手押し井戸を配置する形で予算を計上させていただいております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。あと、防災備蓄物資の期限が近づいてきたものは、先ほどフードバンクとか、地域の訓練等で活用するということでお聞きしました。この期限が近づいてきたものの判定って、例えば2か月前なのか、どこで区切っている基準ってございますか。

○防災安全課長 おおむね1年未満で検討しております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。では、次に避難用のペットケージ、これの現在の充足率といいますか、これはどのような充足率でしょうか。

○防災安全課長 現在のところ、20の近隣センター、そしてあと21の中学校、そし

てあと手賀東小、こちらのほうにケージ、大、中、小、現在そろえているというところでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。その上で、今年度追加する数というのは幾つでしょうか。

○防災安全課長 6年度は、41の小学校のほうに準備を整えていきたいと思っております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。このペットケージのほかに、ペットに関する資機材って何かほかにはあるのでしょうか。避難所における資機材。

○防災安全課長 それ以外にペットシートとか、あと消臭スプレー、あとステンレス食器、そういったものを用意するということで予算計上させていただいております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。では、次に70周年記念事業について伺います。先ほど各イベント、職員さんからの公募ですとかで集めて決定したものが書いているということでお聞きしました。実際のイベントの運営に関しては、業者さんの選択というのはどのような選定基準で行いますでしょうか。

○広報広聴課長 それぞれのイベントの実施方法については、これから担当課と一緒に協議になりますが、その中で委託で行う部分があれば、それぞれ契約の方法に応じて決めていくことになります。以上です。

○若狭 承知しました。ありがとうございます。

では、次に市民活動支援課のほうにお聞きします。この予算の概要の後ろのほうの分野別のところに載っている地域の力の中で、多世代が多様な形で地域活動に参加するための環境整備ということで計上されている予算ですね。これは具体的な内容というのは、どのようなことを計画しているのでしょうか。

○市民活動支援課長 具体的な内容といたしましては、町会加入の促進チラシの印刷、それから町会長さん、自治会長さん向けの、新たに町会長さんになるための講座とか、ベテランの町会長さん、皆さん集めた町会長の会議、そういったものや、あと私ども市民活動支援課と一緒に地域支援をしていただいている柏市の地域協働を考える会、そういった方への事業の委託料、そういったものが入っております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。じゃ、その次に共生・交流推進センター、これは総務市民管轄でよろしかったでしょうか。男女共同参画の推進についてお聞きします。こちらで計上されてる398万8,000円ですけども、これのちょっと具体的な取組、教えてください。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、主に審議会の開催ですとか、あとは男女共同参画の推進ということで、後援会の開催、またあと男女共同参画フォーラムといった啓発活動、そういったところを含まれている予算ということになっております。以上です。

○若狭 では、その審議会なんですけど、構成されるメンバーってどのような方で構

成されるのでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 構成メンバーとしましては、学識経験者ですとか、あとは地域の方、あと学校関係者、あとは弁護士の方とか、行政書士の方とか、そういった方が入るような状況になっております。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。それにちょっと付随して、次に男女共同参画センターの運営についての617万7,000円の計上ですが、これの運営というところは、今のものとまた違う部分で関わってくる、この具体的な内容って教えていただいてもよろしいでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらの運営のほうは、主に男女共同参画センターというパレット柏にある施設がありますので、そちらの賃借料ですとか、清掃料とか、そういったところが主になってきます。あとは、さらにこちら相談機会の確保というところを書いてあるんですが、女性の方の相談事業、こういったところの委託料が入っている形になります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。分かりました。

では、次行きます。防災安全課にお聞きします。街頭防犯カメラの設置ということで、自治会に補助ということですが、こちらは令和5年度の設置数というか、自治会からの申込数ってどのくらい来ているのでしょうか。

○防災安全課長 令和5年度の実績としまして、10町会、16台補助しております。以上です。

○若狭 この実際の防犯カメラなんですけど、どのようにというか、設置は街頭に、どのような場所につけて、どのように自治会が使っているのかというのは、何かヒアリングといいますか、把握していますでしょうか。

○防災安全課長 こちらのほう、千葉県の補助もございまして、そちらの要綱などの記載によりますと、主にひったくり、自動車盗、車上狙いの抑止、こういったことを目的にするほか、29年の9月からこちら改正されまして、さらに行動とか、その他不特定多数の人が往来する公共の場所、例えば通学路とか公園まで県の補助の対象が拡大されている関係もございまして、主にこういったところに町会の方々が話し合ってつける、そういった形と考えております。以上です。

○若狭 その防犯カメラの仕様ですか、このカメラを使ってください、推奨しているものとか、そういったのは市から何か指定はあるのでしょうか。カメラ性能の基準ですね。聞かせてください。

○防災安全課長 特に推奨するということはしておりません。以上です。

○若狭 そうすると、自治会のほうにその購入するカメラというのは任せて、選んでもらっているということなんですね。それでいくと、あとこちら1台当たり幾ら補助されているのでしょうか。

○防災安全課長 設置する費用の4分の3、市のほうで補助をします。さらにそれに対して県が2分の1を補助するというふうな仕組みになっております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、市民課、マイナンバーカードの普及促進ということで、2億3,829万円ほど計上されております。これの市が負担する財源というのは幾らでしょうか。

○市民課長 まず、このマイナンバーカードの交付関連事業につきましては、この2億3,800万のほかに、窓口委託ですとかコールセンターの委託がございまして、トータルで約3億1,000万ほど計上させていただいております。その分、そのうち歳入としまして、マイナンバーカードの事務補助金が入ってまいりますので、それが約2億6,600万ということになりますので、差額が市の負担ということになります。以上でございます。

○若狭 分かりました。現在マイナンバーカードの申請数、申請率というのは分かりますでしょうか。

○市民課長 令和6年2月末現在で、マイナンバーカードお持ちの方は72.4%でございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。今保険証の廃止が問題になっていますけども、柏市の病院の窓口でマイナンバーカード使用している利用率、これは今質問していいことでしょうか。

○市民課長 保険証に関しましては、恐れ入ります、所管の委員会が異なります。

○若狭 承知しました。ありがとうございます。予算については、私から以上です。ありがとうございます。

○内田 おはようございます。それでは、29号、本委員会所管分の当初予算についてお尋ねをいたします。まず、予備費について財政課さんのほうにお尋ねいたしますけれども、予備費は、各担当課から次年度こういうことに使いたいとか、ある程度申出というのはあるのでしょうか。

○財政課長 こちらは、各担当課からの要望というのはございません。というのも予備費というのは、予期しない費用に充てるという費用ですので、具体的には過去の実際の執行実績等を踏まえて予算計上を行っております。以上です。

○内田 過去の執行実績というのは、具体的にどういうものがありますか。

○財政課長 過去、実は予備費については、基本3億円を計上していたというところですが、このコロナ禍に入りまして、その予備費の執行が増えたということで、過去3年ほどは5億円を計上しております。また、令和3年、4年度については5億円でも足りないということで、さらに補正を行ったという実績がございました。そうした中、令和6年度に当たっては、このコロナに係る費用の見込みがないであろうということで、従来型の3億円予算計上したというところがございます。以上です。

○内田 予備費が従来どおり3億円に戻っているということでございますけど、やはり災害、防災とか、活用するところもあると思うので、そここのところに充てられるような体制を構築していただきたい。予備費が決して多いことがいいとは思ってなくて、3億円は妥当な額だとは思っているんですが、ある程度緊急時に活用できるような体制をつくっていただきたいと思います。

続きまして、臨時財政対策債、経常収支比率の関係ですが、ちょっと数値確認させていただきたいんですが、資料のほうにもあるかと思うんですが、臨時財政対策債で、込みの経常収支比率と込みではない経常収支比率を教えてください。

○財政課長 まず、臨時財政対策債を分母に含む経常収支比率、令和6年度は104.3%でございます。また、分母に臨時財政対策債を含まない場合の経常収支比率は106.1%となっております。以上です。

○内田 これは財政課としては、どちらの数字が妥当であるという見方をしていますか。

○財政課長 こちらは、多くの場合、この分母に臨時財政対策債を含む場合ということで用いていると。これは国等でも、実際これは決算の中で用いられる数値なんですけども、国のほうで主に用いているのも臨時財政対策債を分母に含む数値ということになっております。以上です。

○内田 次年度も臨時財政対策債というのが発行されるんですけれども、満額に対して、次年度はどれくらいの発行になるんでしょうか。

○財政課長 こちらあくまでも、私どもの試算に基づく予算計上の比率ということで申し上げますが、令和6年度は私どもの試算に対して9割程度の金額、具体的には15億円を計上しているというところでございます。以上です。

○内田 もちろんこれはあれですかね、借入金だという認識はお持ちですか。

○財政課長 こちらは、かねてから御質問いただいているところでございまして、いわゆる市債という位置づけもあります。一方で、普通交付税の代替財源という性質も持っていますので、そこら辺のバランスを見ながら、予算計上なり実際の借入れを行っているという状況でございます。以上です。

○内田 分かりました。続きまして、ふるさと納税の件でございすけれども、次年度のふるさと納税の見込額でございすが、税控除を行って、返礼品等に活用したものをマイナスとした場合、総額としては幾らふるさと納税を見込んでおりますでしょうか。

○次長兼市民税課長 令和6年度からふるさと納税の事業については、経済産業部の商工観光課のほうに事務移管するため、ちょっと予算的なところで、こちらからちょっと説明するというのはちょっと難しいところではあるんですけど、ちなみに令和5年度は、こちらのふるさと納税事業における現時点での決算見込み申し上げますと、今年度受入額としてはおおよそ3億8,134万円を見込んでおります。それに対して、経費として1億9,067万円のほか、自治体への納税による控除額が約17億4,319万円となりまして、控除額のうち75%、約13億739万円が国からの地方交付税として補填されることから、趣旨としては今年度見込みなんですけれども、マイナスで約2億4,513万円を見込んでおるところでございます。以上です。

○内田 そのマイナス2億五千何がしというのは、地方交付税で措置されても、その額がマイナスになるということですか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりでございます。

○内田 あと、私ちょっと今疑問に思ったんですが、新年度の予算立てについては、市民税課のほうで予算立てするので、来年度経済産業部のほうに移管されますけれども、来年度の見込額ぐらいまでは今日の御答弁でいただきましたかったなというのはございます。

次に、その移管についてなんですけれども、今まさに出てきたんですが、経済産業部に移管された場合、そうすると歳入歳出の管理も全て移管されるということですか。

○次長兼市民税課長 基本的に業務移管される内容としましては、ふるさと納税に関わる返礼品の選定、発掘、PRに関わる業務が経済産業部の商工観光課のほうへ移管します。市民税課に残る業務としましては、一般寄附金、これは窓口で直接寄附の申出があった場合のものに対する受入れ、それからあとふるさと納税のワンストップ特例に関わる事務ということで、ワンストップ特例に関わる申請書の受付ですとか処理に関わる事務、こちらのほうが市民税課のほうに残される事務ということで来年度業務を進めていく予定でございます。以上です。

○内田 ふるさと納税という仕組みそのものは改良の余地もあるし、国に対しても改善の要請をしていくべきものだと考えているんですが、一方で市民の方で納税したいという方もいらっしゃるんです。寄附したいという方もいらっしゃるんですが、今回の事務移管によって市民の方が混乱しないように、戸惑わないようにしていただきたいというふうに考えています。

続きまして、人事課さんでございすけれども、障害者雇用について、次年度の障害者雇用につきましては、次年度に向けて何人の方が受験されて、何人の方が合格されて、何人の方が採用に至ったのか、お示してください。

○次長兼人事課長 今年度採用試験実施しまして、申込みされた方が29人、合格された方が2人、採用が2人となっております。以上です。

○内田 障害者雇用につきましては、大変重要なことでございますので、それはお進めいただきたいというふうに思います。会計年度任用職員の障害者雇用の状況というのは、人事課ではなくて各所管課で把握しているということですか。

○次長兼人事課長 法定雇用率、人事課のほうで出しておりますので、そこの中に見ますと、令和5年度につきましては会計年度任用職員37名となっております。以上です。

○内田 分かりました。次年度も会計年度任用職員も含めて、その障害者雇用、2人採用ということでございましたけれども、積極的な採用事務に努めていただきたいというふうに考えております。できれば当然会計年度任用職員ではなくて、正規の採用ができるように受験を促すとか、そういうことをお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、災害対策でございすけれども、予算要求というのは秋口になされて、その後市長査定が1月末にあったかと思うんですけど、その間能登半島地震が発生いたしました。この能登半島地震を受けて、予算要求と市長査定と本予算、今

回御計上いただいている予算への反映というのはあるのでしょうか。

○防災安全課長 こちらのほう、能登半島地震発災に伴いまして、私どもとしましては、まず支援を優先させていただいております。支援に派遣された職員から持ち帰られた知見や教訓を生かしながら、今後政策の判断をしてみたいと思っております。実際に能登半島地震のものが何か反映されているかというところでは、平成30年に被害想定調査を行っておりますので、それに基づいて今計画を進めておりますけれども、今後そういった知見や経験を基に、政策判断に伴う予算編成というものを考えていきたいと思っております。以上です。

○内田 ありがとうございます。それでは、今度は個々の政策についてお尋ねをいたしますが、防災安全課さんですね、引き続きお願いしたいんですが、客引きスカウト防止の関係でございます。その客引き防止のパトロールとか、スピーカーを持って客引きを防止するという事やっていらっしゃる、これ委託事業でやっていらっしやいますけれども、次年度も縮小せずに、同じように継続されますか。

○防災安全課長 本年度までは、客引きの指導監視体制としましては、警察OBである客引き等対策指導員、4名でパトロール、監視活動を本年度は行っております。来年度につきましては、客引き数の最近のやや増加傾向にあるということも踏まえまして、来年度につきましては、警備委託というところでパトロールをする方の人数を増やしまして、客引きをさせない、客引きを利用しない、そういった環境づくりを行ってみたいと思っております。以上です。

○内田 客引きを防止、抑止していくというのは大変重要なんですが、例えば東口のダブルデッキで、来年度どういう体制になるのか分かんないんですが、ストリートミュージシャンが演奏活動していたり、政治集会が行われていたり、イベントが行われている、その周辺でも客引きのパトロールをしているとなると、見た感じ、何か場面に似合わないと思うんですけど、その辺の配慮というのは次年度はどのようになさいますか。

○防災安全課長 あくまでも客引きにつきましては、条例などで柏駅周辺の特定地区ということで、地域を指定しながら、そしてあくまでも客引き行為、勧誘行為、客待ち勧誘行為、そして店舗に引き入れる行為というものが条例の対象、監視行為になっておりますので、今委員がおっしゃったようなストリートミュージシャンの方とか客引きでない方への配慮という部分では、そこはしっかりと考えて対応してみたいと思います。以上です。

○内田 その辺はよろしく願います。次年度も、毎年予算ではお話ししていることですが、いろんな表現、言論の自由が抑止されてしまうと、何のための客引きなのかということも分からなくなってしまうので、その辺は次年度も御留意いただきたいと思います。

続きまして、データ分析室で願います。市民意識調査について、次年度は実施年だと思うんですが、どのような体制、スケジュールで進めていきますでしょうか。

○データ分析室長 来年度の実施に当たりましては、年度当初から取組を始めまして、実際の調査としましては6月、集計としては7月から8月、報告書の公表は年内公開をめどに進めてまいりたいと考えております。以上です。

○内田 質問項目の抽出とかはどのようにされますか。

○データ分析室長 質問の調整につきましては、経営戦略課と一緒に進めてまいります。特に第五次総合計画の施策評価、そして第六次総合計画に向けた部分というところを踏まえて、2課で協力して進めてまいりたいと考えております。

○内田 第五次総合計画の最後の市民意識調査というか、まちづくりのための基礎調査だと思うんですけども、今回自由記述欄というのは設けますか。

○データ分析室長 現在どのような形で調査するかを検討しているところでございますが、必要であれば自由記述欄というものも設ける形になろうかと思っております。以上です。

○内田 できるだけ設問につきましても、市民の民意が分かる形で、第五次総合計画を定性的に評価できるという形で進めていただきたいとともに、次々年度、第六次総合計画が始まるわけで、1年前倒しということで本会議でも御答弁いただいておりますが、その第六次総合計画にも反映、結びつけるような調査にしていきたいと思います。その関連で経営戦略課にお尋ねしますが、第六次総合計画の策定事業についてでございますけれども、次年度の取組をお示してください。

○経営戦略課長 現在六次総合計画につきましては、審議会を今2回開催済みでございます。今年度3回予定で、来年度審議会をあと5回程度開催して、まずは基本構想を固めて、その後基本計画の策定というスケジュールで進めたいと考えております。以上です。

○内田 第六次総合計画は、第五次総合計画と同様に、10年構想の5か年計画の2期という考え方でよろしいんですか。

○経営戦略課長 基本は、今そのような考えでおります。以上です。

○内田 次年度、私どもが構想部分を議決するのはいつぐらいを想定しておりますか。

○経営戦略課長 令和6年第4回定例会で御審議いただく予定でおります。以上です。

○内田 第六次総合計画でございますけれども、第五次総合計画から反映されるものと、また新しい取組なんかも出てくるかと思えます。そこら辺につきましては、少数者にもしっかり反映できるような計画となつてほしいですし、その辺については各担当所管と御調整いただいて、お願いしたいと思っております。

続きまして、共生・交流推進センターの平和事業でございますが、次年度は広島、長崎への派遣があるということでございますけれども、ちょっと数値の確認なんです。派遣人数についてお示してください。

○共生・交流推進センター所長 10名程度予定しております。

○内田 中学生だと思うんですけども、派遣する方はどのように選任していくの

でしょうか。

○共生・交流推進センター所長 前回派遣のときが、作文等応募していただいて、それで選抜させていただいたという経緯がございますので、そういったところを念頭に今考えております。以上です。

○内田 各学校とか学校教育部との情報、選任に当たっての情報交換というのはどのように進めていきますか。

○共生・交流推進センター所長 そちらにつきましては、今後学校関係者の方と調整していきたいと考えております。

○内田 ただ、これ後が大事だと思うんですね。この10名程度の方だけが平和を学習してくるということで終わってしまっただけとはいえないんですが、その後どのように全体で意識を共有していくつもりでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 そちらにつきましては、3月に報告会をやるとともに、そこで派遣で経験していただいたこと、こちらにつきましては報告書を上げていただきまして、そういったものを含めまして冊子等を作りまして、共有していきたいと考えております。

○内田 ぜひお願いしたいと思います。この事業につきましては、今後も共生・交流推進センターの立場としては、毎年ではなくて10年ごとに行っていくという考えは変わらないですか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、議会等の答弁でも申し上げさせていただいているとおり、本市におきましては学校訪問事業という形で平和事業させていただいております。そちらのほうをメインに今後もやっていきたいと考えております。以上でございます。

○内田 そうすると、それは重要なことで、学校訪問事業は大変、戦争体験者のお話を聞いたりすることというのは有意義になるんですけども、今後やっぱり体験者も減っていくという中で、語り部の育成というのが必要になってくると思うんですが、将来的な語り部の育成というのは、次年度はどのように進めていきますか。

○共生・交流推進センター所長 申し訳ありません。語り部のほうの育成というのは、ちょっと次年度事業については入っておりません。今後そういった状況も考えられると思いますので、そういったところを含めて、今後の平和事業、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 次年度は、その広島、長崎への派遣と、それから学校訪問事業と双方が並行されると思うんですけども、できればこの並行していくというのは10周年にとどまることなく、継続的に行っていただきたいということを要望いたします。

続きまして、市民活動支援課さんのほうでお願いいたします。市民広域活動の促進基金のほうでございそうですが、次年度の登録団体は幾つになっていますでしょうか。

○市民活動支援課長 支援補助金の登録団体、今年と同じ27団体になっております。以上です。

○内田 次年度の27団体というのは、ここ例えば5年間ぐらいを推移を見ると増加しているのでしょうか、減少しているのでしょうか。

○市民活動支援課長 交付団体の数はさほど変わらないんですけど、金額的には令和4年よりも5年度には減ってはきております。以上です。

○内田 金額、寄附額が減ってきているという現状を次年度はどう解決していきますでしょうか。

○市民活動支援課長 どのような事情で今減っているのかは分かってはいないんですけども、市民活動団体に限らず、町会の活動も一旦コロナが明けて、今逆に、これまでの新しい活動以外の活動が3年間やっていなかった分、そこで現状が今いっぱいいいっぱいのような様子が見られますので、そこを少し丁寧に見守りながら、この後の対策を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 決算のときも意見、要望で申し述べましたとおり、やっぱり柏は市民活動が盛んなまちという自負がございます。ぜひこの基金を広げて、登録団体も増やして、次年度はPRをしっかりといただいて、その次の年にはもっともっと登録団体、公募団体が増えるようにしていただきたいと思います。

来年度、この基金のPRとか、いつも秋にパネル展みたいなものをしていらっしゃるんですけど、PRというのはどう進めていきますか。

○市民活動支援課長 まだ具体化はしていないんですけども、考えの中には、今まで柏の駅前だけでPR活動はしていましたが、柏の葉のほうでもできないかまだ検討段階ではありますけども、少しずつ考え始めているところです。以上です。

○内田 それでは、ぜひPR活動は進めていただきたいと思います。

次に、同じく市民公益活動育成補助金でございますけれども、次年度の活用団体数を教えてください。

○市民活動支援課長 次年度については、現在5団体の応募をいただいております。その5団体に交付の予定でおります。以上です。

○内田 さっきの公益活動基金のほうと同じお尋ねをしますが、コロナの前からここ5年ぐらいをを見ると、5団体というのは減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか、お示してください。

○市民活動支援課長 近年減少傾向にございます。以上です。

○内田 減少傾向の原因というのは、どういうことが想定されますか。

○市民活動支援課長 いろいろとお話聞きながら聞いていかなければいけないかと思っはいるんですが、先ほどと同様にコロナ禍明けて、ほかの事業に手がいっぱいというような様子があるのではないかということ、引き続き丁寧に相談を受けながら対応していきたいと考えております。以上です。

○内田 いわゆるたまごコースでございますけれども、これはそんなに、プレゼンは大変ですけども、手続も煩雑ではなく、寄附を集めるという作業も必要ないことですので、PRをぜひお願いしたいんですが、こちらの事業についてもPR活動どのように進めていくのか、次年度の取組をお尋ねします。

○市民活動支援課長 特に目新しいものを用意しているわけではないんですけれども、報告会等でほかの団体にもこういういい活動がある、市民の中に有益な活動がある、取組があるということを公開の場でみんなに発表していくような、そういう機会をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 これは工夫を凝らしていただいて、目覚ましいものがないということでもございましたけれども、この団体というのは環境運動をしていたり、様々な団体があると思うんですね。実際にちょっと資料まだ目を通していないから分からないんですけれども、その団体の持ち味というのもあると思います。各所管課の、例えば環境活動であれば環境部、平和活動であれば企画部なりとか、いろんな知恵を各所管課から得ていってPRをしていくということも必要かと思しますので、市民活動支援課、市民生活部だけにとどまらずに庁内全体で増やしていく、団体数を増やしていく方法を検討していただきたいですし、例えば日常活動で各担当課とヒアリングとか、申入れとか、話し合いとかしている団体で、場合によってはこういう市民公益活動団体の登録ができて、しかも市民公益活動育成金、たまご補助金が受けられますよということをその所管課のほうからお伝えいただくというのも一つのアイデアかと思うんですが、そういうことっていうのは他の所管課と調整してできるんでしょうか。

○市民活動支援課長 実績が、毎年毎年数あるわけではないんですけれども、一つなり、二つなりを庁内の関係課につないで、一緒に事業やっていくような取組を、そのような形もやっておりますので、こういったものを庁内にもっと広めていくような努力がこれから必要なのかなというふうには思っております。以上です。

○内田 ありがとうございます。最後は、広報広聴課のほうでございますが、広報かしわでございますけれども、来年度は全戸配布をして2年目になると思うんですが、実際に全戸配布を始めて得られている効果とかというのは、どのように分析していますか。

○広報広聴課長 広報かしわの全戸配布は、令和5年の5月から始まったところですが、その間に読者の方へのアンケート、紙面上でのアンケートというのを実施しておりますのと、あと毎号ふるさと産品のプレゼント企画ということで、その際に御意見を承っております。多くの方がおおむね9割程度が満足というような御回答いただいているところですし、個別のコメント等見ましても、前よりよく手に取るようになった、読むようになったというようなお声を多くいただいておりますので、おおむね受入れていただいているものと考えております。以上です。

○内田 問合せ件数とかは、各担当課に問合せが行くと思うんですが、これはイメージとして、ニュアンスとして、増えてきているという、いろんなイベントへの参加とか、そういうものは増えてきているという捉え方をしていますか。

○広報広聴課長 個別のイベントに対しての参加という点でいいますと、広報だけで判断が難しいかとは思っておりますが、ただ掲載件数なども変わらずございますので、担当課も一定の効果を考えて掲載を続けているかと思しますので、特に問題

なく実施できているものと思っております。以上です。

○内田 それで、今度広告についてでございますけれども、広告から得られる収入というのは、これは広報かしわの紙面改良とか、そういうところに来年度は用いていくんでしょうか。

○広報広聴課長 広告収入につきましては、一般的な歳入として入ってまいりますので、そのまま広報紙の費用に充てられるわけではございませんが、昨年よりも金額としては上がってくる予定でございますので、これも財政全般に対しては若干貢献ができていますかと思えます。以上です。

○内田 あと、これも広告ですけども、市内とか東葛地域以外からも結構たまに入ってくることがあるんですけども、広告掲載というのは、何か基準というのは設けていかれるつもりですか。

○広報広聴課長 広告代理店を通じての募集にはなりますが、基本的には地元企業の活性化というところもございまして、できましたら広報かしわで4分の3、ホームページも併せて掲載しておりますが、半数以上ということで、市内に本店や支店、事業所等が存在する事業者の広告となるように努めております。以上です。

○内田 ありがとうございます。そこら辺の広告掲載の基本方針は継続していただいて、たまに埼玉の企業とかの宣伝なんかも入ってきたりしますから、そこを排除するものではございませんけれども、市内企業の育成と、広報かしわという性質上のところもしっかり反映していただいて、よりよい広報かしわにしていきたいですし、次年度は2年目の全戸配布で、紙面もリニューアルしたという状況にもございますので、紙面の改良には期待しています。それで、広報かしわで来年度、今年度と記事が変わるものとか、変更点というのはございますでしょうか。

○広報広聴課長 大きな変更はございませんが、連載ですとか、そういったコーナーの見直しですとか、あとは特集として取り上げるテーマについては、その都度考えてまいりたいと思っておりますので、おおむねは今の形態で継続する予定でございます。以上です。

○内田 広報かしわは、市民に伝える情報紙ですので、イベントとか、そういう市からのお知らせも大事ですけども、例えば市民の相談室の掲載方法とか、分かりやすく大変評価はしているところですけども、とりわけ人権、身の上相談、障害者差別に関する相談とか、外国人のための相談とか、そういうやっぱり生きるための権利を保障していくという側面も情報にはあると思いますので、その情報の持つ意味というものをしっかり広報かしわには盛り込んでいていただきたいということを最後要望いたしまして、私の議案第1区分の質疑を終わります。ありがとうございます。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時 4分休憩

○

午前11時10分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○永山 先ほど来、ちょっと複数の委員からありました災害用井戸の件について少し私からもお伺いさせていただきたいというふうに思います。それこそ沼南のほうとかに行くと、民間とか個人とかで設置しているものがあると思うんですが、今そういったところに対する補助金とか、そういうものはやっていたりするんでしょうか。

○防災安全課長 そういったような補助は特に今ございません。以上です。

○永山 ありがとうございます。事実関係確認させていただきました。

それから、今順次耐震性の井戸の整備を令和9年までに全小中学校にということだったんですが、これ電動のものは一個もないという認識でよろしいでしょうか。全部手押しですかということです。

○防災安全課長 電動という部分で、手押し井戸のほうはあくまでも手押しで、停電しても手で押すことによって井戸水が出るという仕組みになっております。耐震性井戸付貯水層のほうは電源を使うというものになっております。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうすると、貯水のほうで電気が止まったときというのはどういう対応になるんでしょうか。

○防災安全課長 予備バッテリーというものがございますので、そちらのほうで運転をしていく形になります。以上です。

○永山 ありがとうございます。

ちょっと次移ります。電動車の計画的配備のところですか。これまず予算に当たって、これ国とか県の支出金はあるのでしょうか。

○資産管理課長 こちら電動車の購入にEV車、電気自動車の購入に当たっては国の補助金もございますが、来年度予算につきましては、購入に当たって公共施設事業債（設備）という件名で起債を活用する予定でおります。以上です。

○永山 承知いたしました。ありがとうございます。あと、これ多分一元管理車両というのは、消防車とか救急車を除く公用車だという認識なんですけど、これ今まで、いわゆる電気自動車じゃないガソリン車とかハイブリッド車というのも、同じ予算のくくりで買っていたり、何か付け替えみたいなものが起きているんでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

○資産管理課長 こちらの車両の購入に当たりましては、予算上電気自動車であろうが、ガソリン車であろうが、同じ件名で予算計上しておりました。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっと細かい点ですが、今新車を買おうと思っても、半導体が足りなくて車を買えないという状況が市場の中でいっぱい出ていますが、これまず今何台電気自動車が入っていて、今年のこの予算で何台買う予定で、あとちゃんと買えそうかという見込み、教えてください。

○資産管理課長 まず、今年度までに購入済みというところでいきますと、累計で電動車、ハイブリッドの電気を合わせて40台購入しております。全体が274台

になりますので、全体の電動車率でいいますと約15%となっております。来年度予算につきましては、ハイブリッド車が20台、電気自動車が19台、39台を購入予定しております。そして、やはり昨年度から特になんですが、半導体の不足等ございまして、車両発注してから納車までが非常に時間かかるということで、担当部署としては年度当初、できるだけ早く発注手続を進めるということで、昨年度、今年度につきましては、無事年度内の納品、納車を済ませております。来年度も同様に考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。電動車の計画的配備、承知しました。最後に1個だけ確認させてください。新規購入する車には、ドラレコがこれからついていくという認識だったんですが、今年購入を予定している20台と19台、計39台はドラレコつくんでしょうか。

○資産管理課長 基本的にはドライブレコーダーを新車にはつけていく予定でおります。以上です。

○永山 ありがとうございます。

次の項目の防災行政無線のところを伺います。これちょっとごめんなさい、詳細を伺いたいんですが、近隣センターとかに各避難所とかを結ぶようなものが設置されていると思うんですが、それを更新するという認識でしょうか、それともちょっと別のものなんでしょうか、詳細教えてください。

○防災安全課長 今回のこの防災行政無線親卓設備更新工事というのは、現在の緊急地震速報、行方不明情報、あと夕焼け小焼けといった放送を防災行政無線固定系というもので全市的に流しておりますので、そういったものの指令を出す機器の設備更新というものになります。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうすると、パンザマストから流れるものだというふうに認識をさせていただきました。

あと、すみません、最後に、この分かりやすい予算というか、このカラー写真の一番下のところの①の一部、④については緊急防災時限債を活用というふうに書いてありますが、この①の一部というふうなのは、これ全部ではなくて一部というのはどういった内容になるんでしょうか。

○防災安全課長 これは、手押し井戸の部分だけという意味になります。以上です。

○永山 承知いたしました。ありがとうございます。

次の分野別主要事業のところでも質問をさせていただきたいというふうに思います。分野別主要事業の女性特有の課題に対応した防災資機材の配備、女性目線を意識した防災備蓄品の充実とあります。ちょっとこれの中身を教えてください。

○防災安全課長 こちらにつきましては、消耗品としまして、液体ミルクや離乳食、あと生理用品、あとポリ袋、そういったものになります。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっと念のため確認させていただきます。事

業費が138万円弱ということなのですが、ちょっと少ないかなと思うんですが、これは十分に試算をした上で出されている金額なので、問題ないということでしょうか。念のため確認です。

○防災安全課長 こちらのほうは積算させていただいて、出させていただいております。以上です。

○永山 ありがとうございます。あと2点お伺いします。その他のマイナンバーカードの普及促進のところで、事業費が2億3,829万円くらい計上されているんですが、これは国の補助金との割合、自主財源等の割合、どのような感じになっているのでしょうか、教えてください。

○市民課長 マイナンバーカードの事業費全体につきましては、今委員がおっしゃった2億3,800万のほかに、マイナンバーコールセンターですとか受付窓口の業務委託の費用、約7,600万程度計上させていただいております。歳出としまして3億1,500万程度想定をしております。そのうち国からマイナンバーカード交付事務費補助金が2億6,600万入ってまいりますので、その差額が柏市の負担という認識でございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。じゃ、その約3億円くらいに対して2億6,000万ということで、4,000万円ぐらい自己負担という言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○市民課長 歳出の想定が3億1,500万ですので、約5,000万程度市の負担という認識でございます。以上でございます。

○永山 ありがとうございます。最後、ちょっと客引き対策のところをお伺いします。客引きを、さっき内田委員も言われたように、ダブルデッキとかの上で明らかに客引きだなど思っている、客引き監視員が何も声をかけていない状況が見受けられると思っています。そういう中で、どういうときに注意したりとか、しょっぴくとか、注意したりとか、そういうことをするのかという基準とかはあるのでしょうか。

○防災安全課長 そういった方を見かけたときには声がけをして、順次指導、警告、勧告、最終的には過料、公表というようなステップを踏む形にはなりますけれども、決して何もしていないわけではなく、やはりそういった行為をしている人には声がけをしながら、ただ一方でやはり条例の規定の範囲内にそぐうような形での対応をしております。以上です。

○永山 そうすると、例えば客引きをしていると思われる人に注意とか、勧告とか声をかけて、客引きはしていませんと言われたときに、何かそれ以上打つ手がないような感じになっているような状況もあるんですが、ちょっとその辺はどうなっているのでしょうか。

○防災安全課長 客引きをしにくい環境をつくったりとか、客引きをさせない環境をつくるということも大事になりますので、私どもとしては、そういった指導員が粘り強く見ながら、同一人物が同じことを繰り返しているようでしたら、何

度もやはり声がけをして、そういったことをしにくい環境をつくっていくということも行っております。以上です。

○永山 ありがとうございます。じゃ、引き続きお取組いただければというふうに思います。すみません、私からは以上になります。

○渡部 それでは、予算の概要のほう、A 3 版の概要のほうから、ちょっと全体的なことになるんですが、伺いたいと思います。3 ページの歳入の地方交付税についてです。昨年度と比較いたしますと、地方交付税は2 倍になっておりますが、この理由についてお示してください。

○財政課長 こちら地方交付税のうち、普通交付税が令和 5 年度予算24億円に対して、今回令和 6 年度予算では50億円ということで、倍以上の金額を計上しております。こちらは令和 5 年度の実際の交付額等を参考に積算したものでございます。以上です。

○渡部 そうしますと、2023年度、令和 5 年度の交付税というのは、最終的にはおよそ幾らくらいになるのでしょうか。

○財政課長 最終的には、令和 5 年度国の補正予算に伴う追加交付もございまして、これを含めて約64億円という決算になります。なお、追加交付が約 7 億 3,000万円ほど含まれているという状況でございます。以上です。

○渡部 そうすると、新年度予算でも普通交付税はこの金額だけではなく、追加交付が恐らくあるだろうということは見越していらっしゃるのでしょうか。

○財政課長 令和 6 年度当初予算の段階では、追加交付というのは特段見込んでいないという状況です。以上です。

○渡部 ちょっと言い方があれでしたね。見込むというか予測、途中で追加されるってあると思います。令和 6 年度も途中でこの普通交付税が追加で交付されるということは、あり得るということでしょうか。

○財政課長 この追加交付につきましては、ここ近年でいうと令和 3 年度、4 年度、5 年度という形で国の補正予算に伴って示されているという状況でございます。その主な要因としては、国税収入、普通交付税の原資となる税収増が見込まれるということで配分が増えたということでございまして、令和 6 年度どうかというところについては今の時点では何とも言えませんが、可能性としてはあるということはあるのかなというところです。以上です。

○渡部 地方創生臨時交付金についてなんですけども、これ恐らく令和 5 年度分については年度内で使い切るという計画だったと思います。でも、実際には全国でなかなか使い切れなかったという事態も発生しているということで、これは柏市の場合はどうなのか、次年度に回せるのかどうかについて御説明ください。

○財政課長 今委員からあったとおり、令和 5 年度については予算の中で、令和 5 年度の予算の中で補正予算等通じて、全額執行するという前提で予算計上を行ったところです。しかしながら、国の交付限度額示された時期が、最終的には12月以降になったということもあって、柏市としてもそれに対応すべく補正予算計上

したところですが、実際には全額執行ということではなかったと。本会議でも取り上げられていまして、補正予算でも出しているように、中小企業に対する電気・ガス料金高騰支援金はじめ、一部執行が伴わなかったといえますか、全額に至らなかったものがあります。令和５年度の、いわゆる市単独事業分に係る交付限度額というのは約26億円という形で示されておりまして、実際には、このうち6億円については令和６年度に繰り越して使用するという予定であります。なお、この6億円のうち令和６年度予算の中では、市立小中学校、あるいは保育園等の給食費助成、こちらで約5億5,000万円計上しておりまして、この財源として当初予算にも計上しているという状況でございます。以上です。

○渡部 実際に残した部分があって、それが学校の給食費の補助に回ったということなんだと思いますけども、中小零細企業なんかに対する支援ってもちろん大事で、そこで使い残したお金が、じゃ中身を変えて、やっぱり中小零細企業支援に充てようということではなく、ほかの用途になってしまったというところは、少しそれでいいのかなという思いがあります。ただ、そのことは今ちょっと質問してもなんですので、若干納得いかないところあります。それで、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金、地方創生臨時交付金ですね。今度は名前が変わって、同じように地方創生臨時交付金が単独事業なんかもあろうかと思うんですけども、これは新年度に当たっては、例えば臨時交付金の額ですとか、どういったメニューに使えるだとか、そういうことというのはもう既に国からは何か示されているのでしょうか。

○財政課長 先ほど申し上げた令和６年度に繰り越して使用する6億円については、令和５年度に示された範囲で執行していくというふうに考えております。以上です。

○渡部 国がこれまでのコロナ対策ではなく、新たな臨時交付金の予定しているのではないかなと思うんですけど、そういう情報があるんですかという質問だったんです。

○財政課長 先ほど来申し上げているこの6億円については、あくまでも国の予算上は５年度の予算、その一部を６年度に繰り越して使用するという内容です。また、令和６年度、新たに国のほうでこういった交付金が設定されているかということで申し上げますと、現時点では特段情報がないという状況になっております。以上です。

○渡部 恐らく物価高騰は続いているわけで、どこも生活が苦しかったり、いろいろしていて、給付金なんかも支給されたりしています。当初ではなく、途中の国の補正において、地方に対して様々な交付金がこれまでの例だとできているのではないかと思います。そのときに必ず計画書というのを詳しくつくらなければいけないわけですね。ですから、別に交付金頼みではなく、やるべき事業はしっかりとやっていただきたいと思いますけども、やはり常にそういう国の動向を見ながら、柏市としてもきちんとそのときに間に合うように、いろんな事業の計

画を提出していただきたいなというふうに思います。次に、概要のほうだと5ページになりますけど、基金の全体についてちょっと伺いたいと思います。それぞれの基金、目的のあるものもないものいろいろありますけども、今回の本会議の中で、いよいよ使う段階に入ったというようなやり取りがありました。基金について、目標を持って積み立てているものもあるし、もしかしたらそうでないものもあるのかなと思うんですけども、その辺についての、ちょっと説明をいただけますでしょうか。目標を持っている基金は、その根拠と目標が幾らなのかということですね。

○財政課長 こちらの基金でございますが、今御指摘のあったのは目標を持って積み立ててきたという意味でいうと、公共施設整備基金になります。これから使う時期に来たというような表現あったかと思うんですけども、こちらも主に令和6年度当初予算でこういった公共施設の整備に伴う普通建設事業費が増えているということで、そういう時期に入ってきたということで、そういう表現をさせていただいているということです。この公共施設整備基金については、公共施設の整備及び保全に充てるということで設置された基金でございますが、目標につきましては公共施設等総合管理計画等を踏まえて、200億円という目標を定めて積立てを行ってきたということでございます。以上です。

○渡部 例えば財政調整基金なんかは、この間も議論になっていたと思います。標準財政規模の1割程度でしたか、それをはるかに超えるような基金を柏市は持っています。それと、この都市整備基金、これはやっぱりもちろん都市整備、道路の建設ですとか、いろいろ使われると思いますけども、柏市としてその基金をどのくらい持っていようという、そういうことなく、これ積み立てているんですか。都市整備基金については。

○財政課長 こちらの都市整備基金については、公共施設整備基金のような具体的な目標ということでは定めておりません。ただ、この用途としては、良好な都市環境の整備を図るということで、各年度の実際には当初予算でこの積立てを行うということではなくて、執行状況を見ながら、必要に応じて積立てを行ってきたということでございます。以上です。

○渡部 そのような土地の取得のことで示された土地開発基金なんですけども、この土地開発基金については、運用基金という言い方でしたっけ、それでこの基金の残額と、この使い道というか、今後何か変わっていくことというのがあってしょうか。

○財政課長 土地開発基金につきましては、まず残高ですが、令和4年度末の残高については、総額で約50億円でございます。ただ、このうち土地として保有しているものが3億円ほどありまして、現金、預金等で持っている部分というのが47億円ということになっております。なお、この使い道につきましては、公共施設あるいは公用施設等の用地の先行買収ということで設置されている定額運用基金ということになりますので、現段階ではその範囲の中で活用していくということで予定して

おります。以上です。

○**渡部** つまりこれを使って土地を先行取得しても、またそれは一般会計から、その土地開発基金に入れて、常に約50億の水準をずっと保っていたのではないかなと思うんですけども、今回これを活用するということが出てきたわけで、だから常に50億を持っていなくても、例えばこれを半分にしちゃうだとか、場合によっては10億にしちゃうだとか、そういうことが実際にできるのかどうかということと、そうする場合の手続はどのような手続が必要になるのか。

○**財政課長** 現段階では、この条例の規定の中で、土地開発基金をほかの特定目的基金のように取り崩して使用するという規定にはなってございません。ですが、今後この基金として、土地開発基金としてどれほどの金額を持っていればいいのかという辺りについては、旧そごうの用地の取得とも関連して、今後検討していきたいと考えております。仮にこちらの基金の一部を取り崩して使用するという必要が生じた場合には、条例改正、条例の規定を改正する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 既に示されているわけなんですよ、その基金の活用ということが。都市整備基金も土地開発基金も活用するということは、3年間の継続なわけですけども、ということは今の段階でもう内部ではいろんな検討していなければ実際にはできないんだろうなと思うんですけども、全く一応考えているというだけで、具体的な何も進んでいないということなんですか。

○**財政課長** こちらの土地については、本会議の答弁でもあったとおり、具体的な活用方策がまだ決まっていないという状況にあります。例えば一部を駅前広場等の公共施設として活用するということになった場合は、一旦土地開発基金で買入れを行って、それを一般会計で補助金を財源としながら買い戻すということも考えられるでしょうし、仮にですけれども、公共施設としての使用が見込まれない、今後の検討の中で見込まれないといった状況になった場合には、こちらを一般会計で直接買い入れるという可能性もあるのかなというところです。その場合には、先ほど申し上げたとおり、こちらの土地開発基金の一部を取り崩して、一般会計のほうで収入して財源と、充てるということもあるのかなということで今検討しております。ですので、まだ用地の具体的な活用策が決まっていないというところで、この具体的な基金の活用方策も定まっていないという状況でございます。以上です。

○**渡部** 今後いろいろな手続が出てくると思いますが、それは必ず議会に示される、いわゆる議会の議決事項になってくるということですのでよろしいでしょうか。

○**財政課長** こちらは、まだ具体的な活用策というのが決まっていないという段階でございます。そのいろんなパターンがあるのかなという中で、全てが議決事項かどうかというところは今申し上げづらいところもあるんですけども、説明をしながら事務を進めていくということにはなるのかなと考えております。以上です。

○**渡部** 今回は土地開発公社についても解散をするという議会答弁がありました。そうすると、新年度でこの土地開発公社に関しては何か動きがあったり、それが予

算に反映されたりというのは、新年度においてはあるのでしょうか。

○財政課長 土地開発公社につきましては、現在土地開発公社の経営の健全化に関する計画の第2次後期計画というものを策定しておりまして、その中で令和7年度末をめどに解散に向けた準備を進めていくということで位置づけております。この解散に向けては、公社の理事会で御承認いただいた後、市議会のほうにも解散の議案を提出して、御承認いただくような手続が控えておりますので、その時期、具体的な時期については今令和6年度になるかどうかという辺りは明確に申し上げられませんけれども、その段階できちんと説明をしてまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 ちなみに、この土地開発公社の現在の財産について、内容についてお示しくください。

○財政課長 土地開発公社、令和4年度末の決算の状況で申し上げますと、正味財産が全体で約30.5億円ほどございます。この主な内容といたしましては、土地の部分が約15.4億、また現金及び預金の部分が15.1億となっております。以上です。

○渡部 基金については、どこの地方自治体も恐らく基金がいろいろと積み増しされている基金の分が増えているんじゃないかと思います。それで、2023年と24年に、国から地方に対して基金の活用については通達が来いていると思うんですね。柏市は、それはどんなふうに受け止めているのでしょうか。

○財政課長 こちら基金の残高が増えていると、全国的な傾向であると、おっしゃるとおりでございます。柏市においても、残高増えているところではあるんですけれども、やはり投資的経費、北部クリーンセンターの整備とか、小中学校の整備、こういった公共施設の老朽化対策、あるいは児童センターのように新たな整備ということが見込まれる時期に入ってきておりますので、こういったものに活用が見込まれるということで、今後引き続きこの残高が増えていくというようには考えていないという状況でございます。以上です。

○渡部 基金って、結局は市民の財産なわけですから、その決算のときに黒字が出て、半分は例えば財政調整基金に積むとか、やはりもちろんそれを次の予算のときに使うわけですが、やはり今大変な苦しい市民の生活の実態がある中で、基金にためることを本当に目的とせずに、やはりここは有効に活用していただきたいなというふうに思います。

次に、予算説明書ですと113ページからになるんですけども、職員の全体の定数ですとか、会計年度任用職員について、まとめてちょっと伺いたいと思います。これまで近隣市と比較をすると、柏市の会計年度任用職員の比率というのが非常に高く、約半々だということは私も示しました。これ新年度なんですけども、予定では4月からの新年度の職員数というのは、予定では数が出ているかと思います。正規職員と会計年度任用職員の人数についてお示しいただきたいと思います。

○次長兼人事課長 現在最初に、委員さんに資料のほう提出させていただいている数字、1月の数字でございますが、そちらが2,988となっておりますが、こちらの数

字につきましては1月時点の数字ということで、そこから退職者であったりとか育児休業者が出てきますので、そこからちょっと数字が動いている形になっております。実際のところ、今の見込みとしましては、消防等含めまして、実数としては2,918人の予定でおります。会計年度任用職員につきましては、新年度始まってから担当課で採用をかけるということになりますので、実際の数字は出ていませんが、今年度と同様、半々正規職員と同じくらいの数字になるのではないかというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 会計年度任用職員については、5年ごとに採用を見直すというか、もう一度やり直すのではないかと思います。それで、たしか2025年度がその時期なのかなと思うんですけど、そこはちょっと確認します。

○**次長兼人事課長** そのとおりでございます。

○**渡部** そうすると、4月に今何か募集云々って、ちょっと話ありましたけれども、次々年度、それスムーズにいくためには、2024年度中に会計年度任用職員に関しては何らかの事務作業があるのかなと思ったんですね。つまり今約3,000人近くいる会計年度任用職員に対して、例えば次は全面的に採用のやり直しになりますよですか、例えば意向調査だとか、どこの部署でどのくらい必要で、今働いている人も、次にはもしかしたらその枠がないだとか、いろいろ変化が出てくるのではないかなと思うんですけども、それは新年度においてそういう業務作業をするということなんでしょうか。

○**次長兼人事課長** 基本的に公務員の会計年度任用職員も含めまして、公募が基本となっております。公募が基本なんですけれども、今現在働いていらっしゃる方につきましては、人事評価を実施しております。その人事評価も含めた形で、選考という形で実施するような形になろうかと思います。それに当たっては、当然この先も柏市で働きたいといったような意向調査を含めた形で実施するような形になろうかと思います。以上です。

○**渡部** それが、要するに2024年度に人事評価って、もしかしたら毎年やっているのかと思うんですけども、次の公募に当たって人事評価ですとかを実施するというのは、あと今意向のってありましたけど、それが2024年度中になされるんですかという質問だったんです。

○**次長兼人事課長** 人事評価につきましては、今現在も実施しております。ただ、そちらのほう、更新ということもありますので、もし働いていただいている所属のほうでいろいろと指導を行っていただければいけないとか、こうしてほしいとか、そういったものがありましたら、人事評価の中で指導もちゃんとやっていくということで、今各所属のほうに周知しているところです。以上です。

○**渡部** 一応法律上では、柏市の場合は5年ごとですよね。公募をすると。そうすると、やっぱり不安定な身分です。賃金も若干上がるとはいえ、正規職員とは大きく差があります。だけど仕事の内容としては、ほとんど正規職員と同じような仕事をされているかと思います。やはりこれは行政にとっては都合のいい制度かもしれ

ませんけれども、そこで働いている人の生活を考えたら、やはり私はなるべく正規職員をきちんと採用して、会計年度任用職員の比率はやはり少ないほうが、より市民サービスの向上からいってもいいと思いますし、行政自らがワーキングプアを生み出していいのかなという疑問を、会計年度任用職員の制度については疑問を持っています。ぜひ次の公募の際には、今働いている人が、働きたいと願っている人が引き続ききちんと採用されることを望みたいと思います。

次に、概要版ですと28ページ、説明書ですと157ページになりますが、私のほうからも防災資機材の整備について伺いたいと思います。防災資機材の整備というのは、当然ながら地域防災計画、この地域防災計画は被害想定に基づいてつくられていると思います。これの例えば全面改定ですとか部分改定については、例えば時期とか、何か決まり事があるのでしょうか。

○防災安全課長 主に国とかの被害想定の変更があった場合とか、大きな見直しがあった場合に変更するということがございますし、あと記載事項がその国等の記載とマッチングしていない場合、そういった場合も見直しを図るという形になっております。以上です。

○渡部 そうしますと、本会議でも出ていましたけど、国のほうが首都直下型地震ですか、被害想定を今見直しているという答弁があったんじゃないかなと思うんですけども、国の被害想定の見直しに伴って、柏市も地域防災計画については、全面的な改正が予定されているのでしょうか。

○防災安全課長 今委員がおっしゃられたように、現在国のほうでは首都直下地震や南海トラフの巨大地震に踏まえまして、いろいろ被害想定の見直しなどを行っているということになっておりますので、それがおおむね令和7年末ということで、今動いているという話を聞いておりますので、おおむね3年ほどかかるのかなというところがございます。そういったものも注視しながら、今後私どもの計画も検討していきたいと思います。以上です。

○渡部 被害想定と、その避難する方の想定の数なんですけども、避難者の人数に応じて、もちろん備蓄品の目標も変わってくると思います。今の避難者の想定人数というのは何人だったのでしょうか。ちょっと本会議で出ていたかもしれませんが、お示してください。

○防災安全課長 こちら柏市直下型地震想定しまして、2週間後の避難者、冬の18時を想定しまして、避難者11万42名となっております。内訳としまして、避難所のほうに約4万4,000人が避難をするという想定になっております。以上です。

○渡部 能登半島地震でも、日中は自宅にいるけれども、夜になったら怖いから避難所に行くとか、実際の避難の、石川県の想定地震が随分長い間変更されていなかったということで、そこは問題だなと思うんですけども、実際に地震が起きると、想定とは随分と避難者の状況というのも違ってきていたんじゃないかと思います。それで、先ほども能登半島に支援に行って、教訓とかいうことがありました。それは、例えばすぐには地域防災計画には反映されないのかもしれませんが、あ

る程度のところで教訓とか感想とか、そういうのは何かまとめられて、私たちにも示されるのでしょうか。

○防災安全課長　こちらのほう、現在今委員おっしゃったように、能登半島地震に派遣された職員の皆様方からの経験とか、実際にそこで得られた知見などを私どものほうでしっかり整理しまして、これにつきましては、令和7年度までにしっかり整理した上で、令和7年度予算へ反映するような形を考えております。以上です。

○渡部　よろしく申し上げます。それで、先ほどからトイレの問題もありまして、マンホールトイレについては上下水道局ということがありましたけども、じゃ実際にそのトイレがどのくらい必要なのか、マンホールトイレがどのくらい必要なのか、それと簡易トイレですとか、だからマンホールトイレが上下水道局の所管ということではなくて、避難してきた人に対するトイレの提供が全体としてどうなのか、これは危機管理部ですよ、決めるのは。

○防災安全課長　私どもの防災アセスメント調査で、発災後72時間で必要となるトイレの回数につきましては約74万回ということで想定しております。そこにおきまして、私どもで考えているトイレの形としましては仮設トイレ、そして簡易トイレ、これは便袋などの簡易トイレ、そしてマンホールトイレ、この3種類を主軸として考えております。この3点を現在トータルでトイレ回数を積算したところ、おおむね74万回の数字に達しているというふうに現在のところは見立てております。以上です。

○渡部　全体的な計画というのは、当然ながら危機管理部だと思います。それで、能登半島でもトイレのことが非常に問題になり、今議会でもトイレトレーラーについて質問した議員もありました。トイレトレーラーについては、国のほうの補助がたしかあったと思うんですね。ですから、それはぜひ検討していただきたいということと、抜本的に柏市の目標をぜひ引上げていただきたいなと思うんです。それと、能登半島でも、段ボールベッドの確保のことがやっぱり課題になっていたと思います。柏市における段ボールベッドの確保については、どのくらいになっているのでしょうか。

○防災安全課長　段ボールベッドについての現在備蓄はしていないんですけれども、平成31年3月20日に東日本段ボール工業組合と協定を締結しまして、段ボール製品の供給要請を行うというような協定を結んでおりますので、発災時には必要に応じて要請をしてまいりたいと思います。以上です。

○渡部　段ボールベッドも緊急防災・減災事業債のたしか対象になっています。ということは、柏市が備蓄をしていないということは、お願いしているところも、国のそういった事業債、補助などは、別に活用していないということになるのでしょうか。

○防災安全課長　現在今委員おっしゃられた、例えば配慮を要する方への対応としましては、私どもでは今簡易ベッドを各避難所に20台用意しているということがある一方で、今おっしゃられた段ボールベッドにつきましては、どうしても段ボール

という素材上、水に弱かったり、カビが生えやすいということで、なかなか備蓄倉庫における保管が難しいという点もございます。そういったことを総合的に勘案して現在の対応を取っております。以上です。

○渡部 ぜひここも含めてしっかりとやっていただきたいなと思います。それで、やはり体育館での、いつまでも一次避難所扱い、そこではまずいわけですよね。災害関連死などにもつながってしまいます。そうすると、1.5とか、よく二次避難場所といいますけども、市内に宿泊施設がどのくらいあって、そこと何か協定結んで、地震などの災害のときには体育館ではなく、そういった宿泊施設に移れるという、その辺りの計画についてはどうなっているのでしょうか。

○防災安全課長 現在のところ、先ほど申し上げたことと重複しますがけれども、実際に間仕切りパーティションを配備したりとか、簡易ベッド用意したりとか、あと避難所運営委員会においての訓練などでは誘導動線、そしてあと要配慮者への対応含めた運営について、市の職員も参加させていただきながら周知を図ったりしております。さらに、防災推進員とともに進める防災リーダー講習会、そういった中でも周知をしております。さらに、今委員おっしゃった部分というのは、例えば能登半島地震で要配慮を必要とされる方の避難所として、1.5次避難所とか、二次避難所のことを御指摘されていらっしゃるのかなというふうには考えております。この点につきましては、やっぱり能登半島地震の状況を踏まえまして、私どもしっかり検討進めていきたいと思っております。以上です。

○渡部 区切りつけたほうがいいかしら。この後まだあるんですけども。（私語する者あり）それは分かんない、答弁次第だわ。二、三十分はかかる、場合によっては。だから、区切ってもらったほうがせわしなくていいかなと思います。

○委員長 では、申出もありましたので、ここで暫時休憩といたします。

午前 11時59分休憩

○

午後 1時開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○渡部 自主防災組織について伺います。説明書ですと158ページ、これは本会議でも質疑がありましたので、まず改めて現状についてと、予算的には非常に少ない予算だなと思うんですね。この予算はどのような活用なのかについてお伺いします。

○防災安全課長 自主防災組織でございますけれども、そもそも自分たちの地域は自分たちで守るという共助の観点に立ちまして、自主的に結成し、自発的な防災活動を行うという組織であり、大変心強い組織になろうかと思います。現時点におきまして、令和5年4月時点で市内の227団体が活動をされております。予算につきましては、主にこちら、例えば自主防災組織を今後ますます円滑に運営するための、例えば「動画で学ぼう！かしわのぼうさい」といった委託料を94万6,000円計上させていただいたりしております。さらに、地域で防災活動を行う場合の保険という部

分、補償制度という保険料としまして73万570円計上させていただいております。以上です。

○渡部 自主防災組織が行政の下請的な役割ではちょっとまずいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、地域のコミュニティですとか、やはり自分たちの地域を守るといふ点では大事な組織だとは思っています。ただ、コロナの時期があったので、相当活動がどこもなされていなかったのではないかなと思うんですね。自主防災組織が一体どんな活動していたのかというのは、行政のほうではどのように把握されているのでしょうか。

○防災安全課長 今委員お示しいただきましたように、確かに現在自主防災組織を構成する町会における担い手不足の問題とか、地域のつながりの希薄化などが影響して、実際結成する団体、新たに結成する団体としては年に一、二団体です。ただ、自主防災組織の設立補助金など支援制度も設けていたりしておりますが、なかなかやっぱりこの部分を、私どもとしては、市の職員が地域に入っていくことで、こういった自主防災組織の活性化というものも促していかなきゃいけないなというふうに考えております。以上になります。

○渡部 実際には自主防災組織をつくったけれども、成り手が結局は引継ぎがなくて、町会の組織がそのまま自主防災組織になって、自主防としては特にその活動がないですとか、いろいろ聞きます。それで、ぜひ実態を把握していただきたいということと、避難訓練も恐らくやっていない町会など、結構あるんじゃないかなと思うんです。これからは、そういった避難訓練も行われるんじゃないかなと思いますけども、柏市のほうで、やはり支援、こんな活動とか、みんなが集まりやすく、みんながどんなことをやったらいいのか、組織的に体系図、柏市が示しているような体系図に基づいて、例えば会長、副会長、何とか係って、その係を決めて、それでおしまいではないわけで、実際に自分たちが、今地域で何が不足しているのかとか、どんなことやらなきゃいけないのか、協働の取組とか、場合によっては町会で何かを購入することもあるだろうと思いますけども、ぜひここはもう一度、最初から設立されても、長いこと活動やっているところもありますが、途絶えているところがかかなり多いんじゃないかなと思いますので、ぜひ実態把握と、柏市としてこういう活動をというその促すこと、あと支援をぜひ新年度は行っていただきたいなというふうに思います。これは要望のほうで結構です。

次に、説明書ですと、168ページの振り込め詐欺の対策について関連して伺います。新年度も電話機購入については補助制度があります。無料で高齢者に録音機をつけるのは、新年度はないということなんでしょうか。

○防災安全課長 振り込め詐欺、特殊詐欺における状況につきまして見る限り、確かに発生件数は令和5年柏市は30件、前年比と比べて減少しております。しかしながら、被害額が前年比1,200万円増えているという、まだそういった状況にございますので、現在基本としている65歳以上の方向けの電話機購入における補助金の事業、こちらを基本としながらも、昨年緊急的に行いました80歳以上の方に対する自動通

話録音機、こちらの無償配布設置事業については、令和6年度継続して実施をしたいと考えており、令和6年度の当初予算に計上させていただきました。以上です。

○渡部 分かりました。ありがとうございます。80歳になって、無料で設置されるって楽しみにしている、楽しみというか、負担がないわけで、高齢者いますので、これは継続ということによかったです。あと、よく地域なんかで聞くのは、どこの家にも、今インターホンは多く設置されていますけども、カメラつきでないと。声だけなんですね。カメラつきのインターホンに対する助成制度というの、調べてみると結構行っている自治体ってあるんです。柏市においては、こういったインターホンに関しては何か検討されたということはないでしょうか。新年度多分予算化されていないんじゃないかと思うんですけども。

○防災安全課長 今委員からお示いただきましたカメラつきインターホン導入に係る助成制度というか、補助金制度なんですけども、こちらの私どもでも調べたことがございまして、実際千葉県庁のほうにも確認したんですけども、県内では特にこういった助成制度を行っている自治体はございませんでした。しかしながら、例えば愛知県などでは、調査したところ、何市か補助を行っているという自治体も確認しております。おおよそ8市ほど行っておりました。これは背景として、愛知県では県のほうから市へ2分の1補助を出している、そういった背景もあるようでございます。今現状としましては、千葉県内の状況と、愛知県など、そういう自治体の状況もございまして、そういった状況を調査しながら、注視しながら、今後政策については検討してまいります。以上です。

○渡部 ぜひよろしくをお願いします。件数は減っても被害額が増えているという今御答弁でしたよね。やっぱりやれることは、本当にいろんなことをぜひやって、市民の本当に財産守っていただきたいなというふうに思います。

次に、説明書ですと124ページ、庁舎の施設改修、あと142ページの公共施設総合管理計画、ちょっと内容ダブるところありますので、併せて伺いたいと思います。庁舎の改修についての内容についてお示してください。新設でしたっけ。駐車場に造るところのですね。

○資産管理課長 今年度予算で計上させていただきました庁舎関係の整備の概要というお尋ねですが、名称としては、まだ仮称ですが、分室3という建物を建設予定でおります。場所につきましては、マイクロバスが止まっていた公用車駐車場、第6駐車場の敷地に設置いたします。建築面積は201.28平米、延べ床面積385.92平米ということで、内容としては庁舎の分散化、狭隘化、そして会議室の不足等を理由に整備させていただく予定でおります。以上です。

○渡部 公共施設等総合管理計画をつくったときに、柏市全体の公共施設の面積を13%減らす、今回は具体的に、その半分を占めている学校ですとか、保育園、近隣センター、あと庁舎というの、議会答弁であったかと思います。だけど、不足していて、必要な庁舎とか、多分会議室とか、こどもルームになるのかなと思うんですけど、やはり決して機械的に13%減らせとかということではなくて、必要な施設は

やっぱり必要だし、削減ありきで考えているのかなとちょっと思いました。それで新年度も継続で公共施設総合管理計画が委託されて、つくられるわけですがけれども、これからやはり具体的に、本会議でも出ていたような近隣センターですとか保育園ですとか学校、庁舎、それが例えば具体名を上げて、いつまでに廃止とか、そんなふうな踏み込んだ内容の計画になるのでしょうか。

○資産管理課長 基本的な計画の構成といたしましては、28年度に策定いたしました現行の第1期計画に基づきまして、基本方針、目標等含む基本方針に基づきまして、個別施設ごとの方針を定めて、毎年度アクションプランというようなもので進捗管理していくという形態は変わらないということで、今策定作業を進めております。そういう意味では、現行と同じような形で、施設の耐用年数とかを踏まえて、今後廃止、また新たに設置する施設も出てくるでしょうし、やはりそれは委員おっしゃったように、必要性を含めて必要な施設は整備する、不要というのか、あれなんですけど、あまり需要と供給が見合っていない施設については、在り方を考えるというようなところには計画の中に明記して、それを方向性として、全体の公共施設の管理を考えていく計画にしたいと思っております。以上です。

○渡部 もともと国が各地方自治体にこういう計画をつくりなさいということで、実際には削減の計画つくっていない自治体もあります。柏市は中核市の中でも公共施設の面積って決して多くはないんですね。その多くはない自治体が13%という目標を持って、それに合わせて削減するんだということに、仮になったら、本当に必要な施設もなくなってしまうのではないかなと非常に心配します。この計画ができたときですとか、あとその後の議論の中でも、それは住民の皆さんの理解ですとか合意とか、それを前提として進めるというような答弁ありました。そこについては改めて確認したいと思います。

○資産管理課長 こちら第2期の計画をつくりまして、第1期と考え方としては同様なんですけれども、今後施設の在り方というものを、一概に公共施設といってもいろいろな性質があったり、また利用者の対象があったり、いろいろな施策の目的様々ございますので、一律にこういうのということではなく、基本的にはその施設を所管する担当部署というのがございますから、その所管部署の施策に基づく施設の在り方というものを基本にして、それを全体を取りまとめながら総合管理計画になると考えております。それに基づき進めていくということになりますので、それぞれ施策の考え方によって進め方は異なってくるかと思うんですが、事公共施設の整備に関して言えば、どの施設分類であろうが、性質であろうが、特に直接市民サービスを提供するような施設におきましては、住民、市民の方への十分な説明、理解といった市民との合意形成は重要だと、計画の所管部署、そして庁舎の施設管理部署である資産管理課としてはそう考えております。以上です。

○渡部 今答弁ありましたように、市民合意というのはぜひ大前提にしていきたいと思います。近隣センター3つ廃止の計画にあったと思いますけども、高齢化になって、遠くの近隣センターになかなか市民は行けないわけです。そういう中で、

身近な近隣センターがもしなくなってしまうたら、これは市民にとっても大混乱を私は招くと思いますので、その辺はぜひ慎重に御判断いただきたいと思います。

次に、説明書の165ページなんですが、学校体育施設の開放事業について伺いたいと思います。本会議の中で、学校の体育館にエアコンがついて、受益者負担という言葉があったかと思います。具体的にエアコンが整備されたら利用者から光熱費を取るという、その受益者負担の考え方が、この学校施設の開放でも、これ行革のほうで担当なのかなと思いますけども、そんな議論が現在あるんでしょうか。

○スポーツ課長 今委員がお話しされた受益者負担についての議論についてですが、具体的な議論というのはなされておられません。考え方につきましては、一つ、担当課といたしましては、施設を利用するという観点から見れば、受益者負担をするという考え方も一つの考え方としてはあるというふうに思っております。ただ一方で、実際にこの学校施設開放事業が行われている場所というのは、いわゆる学校施設になります。学校施設に当たっては、一つ学校教育、学校行事があり、その次に目的外利用事業といって、いわゆる学校教育以外の社会教育、もしくはその他の公共に資する利用、ここには地域の方々がスポーツをされる場もあります。そこでこの活動に対しての費用負担もあります。そちらについては、教育委員会のほうで所管されている事業になっておりまして、その中で、実際その在り方について、使われるところが学校という観点からも、一つは教育委員会の考え方が主になるところかというふうに認識しております。以上です。

○渡部 主には、その地域に住んでいる人たちが、地域で様々なスポーツ活動をする、その推進するために無料で貸出しをしているということですから、やはりここに受益者負担の観点というのは、私はなじまないと思っています。ですから、これは教育委員会との、もちろんいろんな話がこれから、それぞれで分担していろいろやっているわけですから、あろうかとは思いますが、ぜひ地域の活動が本当により活発になる方向で担当課としても進めていただきたいなというふうに思います。

最後になります。説明書ですと498ページの消防施設の整備事業について伺いたいと思います。今回は、かなり地方債が活用されていますけれども、この消防施設の整備事業の主な内容についてお示してください。

○参事兼企画総務課長 消防庁舎の維持管理事業といたしまして、消防庁舎の直流電源装置の電池交換、あと非常用発電機の蓄電池交換、富勢分署の空調設備、西部消防署指令センター石原分署、富勢分署のトイレと浴槽の改修工事、あと東部消防署の発電機の改修工事を予定しております。以上です。

○渡部 女性専用の施設の整備なんかは入っているんでしょうか。ここには。

○参事兼企画総務課長 消防庁舎で女性の設備をつけられるところ、こちらのほうについては全て完了しております。2か所、旭町消防署と光ヶ丘分署には設置していないんですけども、庁舎の規模の関係で、ちょっと今後も設置できない状況になっております。以上です。

○渡部 消防関係では、やはり救急救助の件数が非常に増えている、これは高齢化に伴って増えていかざるを得ないというか、増えているのが現状だと思います。ですから、資機材含め、庁舎の改修ですとか、本当に活動しやすいような内容に改修していただきたいなというふうに思います。それで、今回地方債の活用ということでは、これは緊急防災・減災事業債を活用する、主にはこの活用ということでしょうか。

○参事兼企画総務課長 緊急防災・減災事業債で、トイレ、浴槽改修は救急隊員との感染症対策として活用します。また、非常用電源の機能強化ということで、発電機の改修工事を予定しております。以上です。

○渡部 これ財政のほうに確認したいんですけども、この緊急防災・減災事業債というのは、2025年度までというふうに国から示されていたと思いますが、そうなのか、その後もこれは継続される見通しというのがあるのか、もし分かりましたらお示してください。

○財政課長 こちらの緊急防災・減災事業債、委員おっしゃったとおり令和7年度までの有期限、期限のある制度と現段階ではなっております。ただ一方で、この起債を活用した整備というのは、柏市としても引き続きそういった整備が見込まれるという側面がありますので、中核市市長会等を通じて、国に対してこの制度の一刻も早い恒久化を今要望しているというところがございます。以上です。

○渡部 体育館のエアコンもこれ使ったの整備だと思います。ぜひこれは強く国に対して要望していただいて、やはり地方自治体が必要な改修を行ったり、必要なところにきちんと財源が措置されるように、強く国に対して要望していただきたいと思います。以上です。

○山田 すみません、まず私の領分から。予算に関する説明書の168ページ、東葛中部地方総合開発事務組合、この総務費負担金についてのことをちょっと教えて、内容をお願いします。

○経営戦略課長 総務費負担金の内容は、事務組合の専任職員の給与費に係るもの、これが主となっております。以上です。

○山田 それだけ。あと私のほうで思うのは、やっぱりこれから本会議のようにはなりませんけれども、多死社会の状況を踏まえて、この事務組合の役割って、やっぱり火葬需要とか、それから調整研究とか、そういうところまで含んだ、いろんな内容の計画を議論しているかどうか、その辺をちょっともう一回確認したいんですが。

○経営戦略課長 御指摘のとおり、火葬需要の逼迫という現状がございます、ここまで構成3市としても、これまで以上に事務組合との関わりはもちろんですけれども、地元の対策委員会の方々とのお話し合いというのも密に重ねてきております。一方で、じゃどうするかというところで、将来の死亡数をより詳細に推計して、どうすればその火葬需要に伝えていくのかというところは、議論を継続して行っているところがございます。以上です。

○山田 なかなかこれ本当に都市施設といえども、施設の設営に関しては非常に難しいところもあるけれども、負担金の中にどういうふうに反映されているのか、もう少し中身があるようなことが、やっぱり知らしめていただきたい。というのは、やっぱりこれから人口問題があったりして、この人口バランスの中で非常に、我らは非常に興味があるところなので、その辺を、ここでさらに言っても仕方がないかと思うんですけども、一応いろんな議会答弁でもいろいろ答弁してありますけど、さらに深めて内容の研究をしていただきたいと思います。じゃ、これはこの辺でやめておきます。

そして、それでは次、予算案の概要の中で、まず安心安全の中の災害対策本部機能の強化、この項目でちょっと内容教えてもらいたいんですが、まず、今度は能登半島に職員が派遣されましたね。この緊急で、即対応、本当に御苦労さまでした。この会計処理というのは、どういうふうな状態になるんですかね。

○危機管理政策課長 現在3月末まで職員の派遣予定している中で、約50名ほど職員の派遣を、一部まだこれからですが、予定しております。会計処理につきましては、一旦市が負担をしまして、その後全額国のほうから補填されるというふうに千葉県から聞いております。以上でございます。

○山田 こういう体制に即応えられるのは、それだけこちらも緊張していかなきゃならないんですけども、この執行体制で、今予算取りで819万8,000円、いろいろ指揮コントロールするセンターをつくっているということですけども、この状況について、ちょっと説明してくださいませんか。

○危機管理政策課長 御質問の災害対策本部機能の強化に関する概要について御説明いたします。令和4年度に危機管理部が設置されまして、これまで発災後72時間乗り切り、市民の生命を守るための体制強化に関わる調査研究を行ってまいりました。令和6年度予算では、災害発生時における情報共有の即時性や一覧性、複数のものを一遍に見渡せるような状態ですが、強化を図ることを目的に、次のような施策を行う予算案を上程させていただいております。具体的に御説明いたしますと、発災時本庁舎3階の庁議室に災害対策本部が設置され、市長、副市長ほか特別職や部局長等が参集し、災害対応の決定等を行います。その際、対策本部にて複数の職員が様々な災害情報を同時に見ることができるよう、今回マルチモニターを新たに庁議室に設置する予定をしております。このマルチモニターは、様々な災害情報を並列して表示できるほか、一つの情報を拡大表示し、内容確認することができる機能も併せて備えます。このマルチモニターで確認する主な情報につきましては、令和5年度より運用開始しました柏市内の被災情報を集約する柏市災害情報システムや、SNS上にアップされている柏市情報のうち、AIで事件、事故や被災情報のみを識別し、さらにデマ情報を取り除いた上でモニターで情報確認するファストアラート、国が発信する地震、火山サイトや土砂、浸水、洪水情報、川の防災情報などを参集している複数の職員が同時に確認できるようにいたします。また、庁舎が分散する現場対応部署であります土木部や上下水道局、消防局に新たにモニター

を4面程度設置しまして、対策本部と同じ情報をそれぞれ現場対応部署の複数職員も確認することができるようにいたします。昨今災害が頻発しておりますので、これらのことが早期に運用開始できるように確実に取り組んでまいります。以上でございます。

○山田 防災、それから機能体制を束ねるというセンターですね。

○危機管理政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○山田 今災害はいつでも起こるという話がずっと続いていますけれども、もう日本は地震戦争だと思いますよ。そういう体制だと思う、私はね。いつ、いかなるところで、どこで、千葉県の方沖地震もあるけれども、どこでどうなるかと。本当にいろいろ学者だとか何かが分析しているけれども、まだ地下のことは分からない。でも、やっぱり揺れに揺れて、本当にそういう表現でも、地球温暖化の問題が、環境戦争とかいろいろありますけれども、日本は世界で地震戦争がずっと続いていると思います。そんな中で、危機管理部がやっているけども、消防の体制、これが相当にやっぱり基幹になってくるんじゃないかと。柏市は、火災が特に発生するとかということではないけれども、やっぱりいろいろ指揮コントロールの場合では、消防体制に消防局、消防団に委ねるところが非常に強いと思うんですけれども、そういうところの連携というのは速やかに、ふだんから危機管理部は連携取っていますよね。

○危機管理部長 お答えいたします。委員がおっしゃるとおり、ふだんから、私であれば局長であるとか、あるいは担当であれば担当同士で、常に顔の見える関係づくりに努めているところでございます。また、特に事例を申し上げれば、例えば大雨の際であるとか、地震だけじゃなくて、常にそういう年に何度もそういう局面に遭いますので、そういう際には、消防局だけじゃなくて、土木であるとか、上下水道局であるとかということと常に連携して対応しているところでございます。以上でございます。

○山田 部長まで答弁していただいて、じゃまださらに余計お願いしますけども、このモニターだとか、今本当に指揮コントロール機材が瞬時に機能、お互いに連携できるというっていても、これでもやっぱり長くなった場合は、電源が切れてこれが使えなくなるとかいうようなこともあるだろうけども、あの3階だけで、この総合的な管理するとき、あの3階だけじゃちっこいんじゃないの。もっと大きく、大々的にあの部屋じゃなくて、やっぱり一つどっかでそういう総合センター、指揮コントロールセンターというのを、やっぱり柏市は特に本当にいろんな想定できないようなキャパを地域で受け持たなきゃならないような指揮を持っている、備えているところだと思うんで、あの場所ではちょっと狭いのかなと思うんですけど。

○危機管理部長 情報の共有だとか意思決定する段階で、ある程度の一まとまりのサイズがあるかなとは思っております。今現在であると、庁議室のほうで見ながら、部長さんだとか、あるいは市長、本部長だとか、みんなが集まって、ぎゅっと詰まってやっている、それはそれなりのよさがあるんですが、あまりにもちょっと小さ

いというところで、来年度になつては、この庁舎の高層棟、低層棟の3階を全て災害対策本部にできるような形で仕上げていきたいと考えております。その中の意思決定の場所として庁議室を使っていこうと考えております。また、これが例えば土木であるだとか、あるいは上下水道局であるだとか、あとはミラーサイト、例えば対策本部が万が一駄目になったときの、例えば上下水道局、ウエルネスだとか、そういうサイトも必要になってきますので、今のサイズである程度カバーしきれのかなと、3階を使って、一まとまりで情報共有して、意思決定していくというような形、情報処理を一連として、ワンフロアでやっていくという形でいくのが、まずは今の時点だとベターかなと思って、今後は進めていきたいと考えております。以上でございます。

○山田 これは、本当に真剣に考えられていることだと思いますよ。けども、3階というところが、私どうしてもひっかかることがあって、崩れちゃったら困るかなとか、さりとて1階で設けたところが避難の人たちが大勢に駆けつけてきてしまったとか、いろんなことも他市町村では起こっていたこともあるかもしれないけども、今部長のほうから、機能強化ということでお話があったんで、これよろしくお願いしますということしかないんですけども、よろしくお願いします。

それから、続いて柏市は新人口推計では10年間伸びたと、これ安心していいことでもあるけれども、私のほうの考えとしては、柏はそれだけ魅力があるところで、適正バランスはある程度キープされていることがあるかなと思いつつあるんですけども、たださらに10年人口が伸びるといっていても、あと5年前には、もうお子さん、そのピークは、柏市、赤ちゃん産まれないと。産まれないんじゃないくて、ゼロ歳から14歳までの人口が増えない。こういうピークは5年前に来てしまっているんだけど、今後柏市の健全な財政需要を維持していきたいということをうたって、健全財政状況というふうにうたっているんですけども、これどのように健全財政状況って判断していくんでしょうか。

○財政課長 健全な財政状況ということで、今令和5年度の行財政運営方針という中で、健全財政の維持という取組を掲げております。その中では、主要な財政指標、具体的には経常収支比率、将来負担比率、また実質公債比率、市債残高比率、この4つの指標を上げて、この値が中核市の平均値を基準として、本市の財政状況の評価と分析を行うということで位置づけております。その上で、具体の歳入確保策、あるいは歳出側での事業の選択、優先事業の設定といった辺り、財源の配分、適正配分などに反映していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○山田 その財政計画は、そのとおりだと思います。ただ、私も心配するのは、いわゆる人口構成の面で、非常にこれから安定な、いわゆる御負担をいただいてくださる、その構成をすごく心配することですけども、どんどん人口バランスの構成の範囲で、社会保障費とか、それから公共施設のインフラもやらなきゃならない。ただ、市民需要に応じて、デジタル化、DXでいろいろカバーしているといっている

も、最終的な安定財源というのは、固定資産税か、それから個人市民税ですかね、財源の安定財源というのは。

○財政課長 柏市の歳入を見てみると、その根幹である市税の見通しというのが非常に大事なのかなというところです。その中でも今委員おっしゃったとおり、その中でも比重が大きいものとしては個人市民税であったり、あるいは固定資産税及び都市計画税といった辺りの税の割合が大きいということで、ここが基幹の収入になるのかなというふうに考えております。こういった税収というのは、まちの魅力に関連して、まちの魅力に基づいて人が集まってくると。人口の伸びに支えられていたり、あるいはそれが減らないということが大事なのかなということで、今後この安定的な税収を引き続き得ていくというような取組を、市を挙げて予算でも表現していると、今そういう状況にございます。以上です。

○山田 それじゃ、その最後の質問する手前に、今度私たちも決算審査委員会、これを今までは予算と決算と分けていたと。それで、決算委員会が12月の議案の採決でやっていたんですけれども、今年度は9月の期間中に常任委員会で審査を行って、採決ということなんですけれども、この方式で予算に反映させる、させられたとか、こういうようなことに関しては執行部のほうでは非常によかったと思うのか、十分に議会と丁々発止でうまく議論ができて展開できたのか、そんなことはどういうふうに思っていらっしゃいますかね。

○財政課長 委員おっしゃるとおり、昨年度までは具体的な新年度予算編成の予算要求の後に御意見を決算審査特別委員会からいただいていたと、今年度については、9月議会の段階で各常任委員会から御意見をいただいたということで、これが予算要求の前に御意見をいただいたということでございます。これ具体的にどれほど予算に反映できたのかというところを定量的に数値で示すというのはなかなか難しいところではあるんですけれども、先ほども申し上げたとおり、予算要求段階で御意見をいただいたということで、それをいただいた後、担当部局、また財政部のほうでも検討の時間がより多く取れたということで、より深い検討ができたのではないかなというふうに考えております。なお、こうした御意見に対して、今どう執行部として対応しているかという点については今整理をしております、年度内にはホームページのほうでこういう対応していますというような一覧表の形で皆様に御覧いただきたいということで今作業を進めております。以上です。

○山田 最後でございますけども、今御答弁がありまして、お互いにすごく緊張していると。柏市をよくするというようなことで、本当に私は常に言っているんですけども、国の政策はおかしい。結局地方の力でいろいろ計画していても、今補助金、補助体制で、付け焼き刃みたいに補助体制を送るぐらいで、それで地方自治の特色ある、地域の特性ある運営の仕方がすごく阻害されていることもあるし、思い切ってもやっていても自主財源になってしまう。そうすると、自主財源つくるためには、非常に苦勞しなきゃならない、ただ、コロナとかいろいろそういうことがありますけれども、景気の体制だって、非常に確実に大きな企業はいいけれども、柏市のよ

うに地方自治体を守っている中小企業とか、そういうところの給料がしっかり上がっていくような体制というのはなかなか見づらいし、そうすると格差社会ってよく言われちゃうけども、そういうふうな非常に地方を守っていく自治体として心配なところがまだクリアできないで、そうすると自主財源が所得税とか、そういうことの依存度合いが立ってきてしまうんで、そこを僕も言い切れないんですけど、いわゆる財政比率とかという問題で、副市長、どうぞ柏のやっぱり、ここがありというような、政策のしっかりしたところ、これをやっぱり今度事業計画、長期計画決まってくるでしょうけども、十分に意気込みを、職員、正規の職員がいなくなって、非正規職員ばかりですけども、大変だと思いますよ、皆さんの政策管理というのは。その辺をちょっと総括的に。

○副市長 今委員おっしゃいますように、やっぱり市というのは、直結して基礎自治体として住民の一番近い声を聞けるという組織でありますので、本当に、それが本当の声だということを国なり県なりに届けていくという使命があると思います。そこで、国のほうでどうやって考えていただくのかといったところの役割を重く担っているもんだとおりますので、そういったところで私どもは一生懸命働いていきたいというふうに考えております。以上です。

○山田 ありがとうございます。終わります。

○塚本 大きく4点ほど質問させていただきます。財政3点と防災1点、大きく質問させていただきます。まず1点目は、財政指標についてお伺いいたします。経常収支比率です。令和6年度当初予算は100を超えて104.3%という数字が出ておりますけれども、この当初予算で100%を超えたというのは、過去どのくらいあったかというか、何年ぶりくらいとかというのがございましたら、ちょっとお示してください。

○財政課長 この経常収支比率、今回104.3%ということですが、予算の段階で100%を超えたという御質問で、直近では令和3年度100.7%、また令和2年度100.9%ということで、100%を超えた事例はございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。令和2年度、3年度、当初予算では超えましたけれども、最終的には100以内に収めてきたと思いますけれども、まだ年度が始まる前ですけれども、6年度もやっぱり、最終的にもやっぱり100を超えそうな感じでしょうか。ちょっと答弁できないかもしれませんが。

○財政課長 御配慮いただいたとおり、なかなか今の時点では数字を、令和6年度の決算という形での数字をお示しすることはなかなか難しいのかなというところですね。ということで、過去の、先ほど申し上げた令和2年度と3年度の決算上の比率を参考までに申し上げますと、令和2年度当初予算100.9であったところに対して、決算では90.9%、あと令和3年度100.7%であったところ。これちょっと普通交付税の追加交付が大きくきたということで、87.2ということで、かなり数字は下がっていると、決算の段階では100を切っているというような状況でございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。令和5年度の決算見込みが出るのはいつぐらいで、これはちょっと見込みだと思うんですけど、100以内になりそうなんですか。

○財政課長 令和5年度の当初予算の段階での経常収支比率というのは99.8%でございました。その後補正予算、また前年度からの繰越し予算といったものもございますので、この予算上の経常収支比率、最終時点での数値というのは、ちょっと算出していない状況でございます。

一方で、決算見込みということなのですが、なかなかこれも今の段階で出しているのが非常に難しい状況でございまして、具体的にはやはり出納整理期間が終わった後、決算の処理を経て数字が出てくるというところですので、例年どおり、やはり9月議会の前に御報告するというようなことになろうかと考えております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。すみません、ちょっとまだ決まっていない内容で、申し訳ございません。

次に、プライマリーバランスについてお伺いいたします。令和6年度の当初予算上では、一般会計でマイナス17億、合計でマイナス22億という数字が出ておりますけれども、これもちょっとどこまで答弁できるかあれなんですけど、本議会でも市長からもいろいろ答弁ございましたけれども、短期的には様々な投資的事情とかが行われるのは承知しておりますが、今後黒字化の見込みの時期とかというのもお答えしにくいと思うんですけど、見通しとしてお答えしにくいですか。何年度くらいには黒字化を見込んでいるとか、もし庁内の検討の希望的な点でも結構ですけれども、お願いいたします。

○財政課長 ちょっと結論から申し上げますと、大変申し訳ないんですが、黒字化の具体的な時期というのが、まだ見通せていない状況であります。背景は、委員御指摘のとおり、公共施設の老朽化対策を中心に、今後普通建設事業というのが引き続き見込まれるという状況でございまして、具体例挙げますと、北部クリーンセンターであったり、先ほども申し上げましたけれども、児童相談所の整備といったことで、継続費を組んでいる事業だけ上げてはかなり事業費は伸びていくということ。また、義務教育学校の整備、まだ具体は明らかではありませんけれども、10年度開校という大きなスケジュール感を持っている中では、整備が進んでいけば、8年度、9年度辺りに工事費が載ってくるだろうといったこともありますので、今後引き続き普通建設事業費というのは、かなり高い水準で推移していくのかなというふうに考えています。そうなりますと、その財源として、やはり市債、基金も含めてですけれども、活用しながら、そのほかのサービスに影響を与えないようにということで、そういった財源を活用していく必要があるのかなということで考えておりますので、今申し上げたように、ここ数年、当面はちょっとプライマリーバランスの面では大変厳しいといいますか、赤字ということも想定されるのかなというところですよ。以上です。

○塚本 ありがとうございます。これまで一つの財政規律として、プライマリーバランスを堅持するという大きな柱の下で前市長も随分長い間財政運営された中で、様々な事業やる中で、プライマリーバランスが赤になるというのはもちろん致し方

ない面があるというのは、もちろん承知はしております。ただ、今までのプライマリーバランスという大きな目標が守られない中で、じゃ果たしてこのままでいいのかという、両面あってなかなか難しいんですけれども、そういった中で、例えば第二の歯止めとして、そのプライマリーバランスの超えた額を幾らかくらいまでなら許容するだとか、何%くらいまでだったら、超えても何%くらいまでだったら許容するみたいな、第二の目標なんかもしっかり設定していかないと、ただプライマリーバランスが超えて、やることが多いから仕方ないねというのでは、なかなか将来的な負担の面からすると厳しいんじゃないかなと思うんですけど、そういった第二の歯止めみたいなものをもし考えていることとかがありましたらお示しいただければと思います。

○財政課長 今委員がおっしゃったようなプライマリーバランス、幾らまで許容する、あるいは何%だったらいいいといった具体的な数値というのは今持っていないとか、これもちよっと検討してきていないというのが実態ですので、今の御意見も踏まえて、じゃどういった形がよいのかということについては検討していきたいなというふうに考えています。一方で、先ほど山田委員にもお答えしたとおり、4つの主要な財政指標、中でもこの起債、市債に関連するものとしては、将来負担比率であったり実質公債比率といった数値がございますので、その指標の推移であったり、あと中核市の平均値と、基準とするという話を申し上げましたけれども、中核市にもいろんな団体ある中で、近隣の自治体との比較などもしながら、こういった数値が急激に悪化したりしないようにしていきたいと。その必要な事業の選択をした上で、より有利な財源を確保することで、急激な財政状況の悪化というのを招かないように財政運営を進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○塚本 ありがとうございます。このプライマリーバランスの歯止めについて、もし副市長、お考え等ございましたら。

○副市長 なかなかその指標を出すというのは、正直言って難しい状況にあります。ですが、いろいろ今後事業進められるわけなんですけれども、そのときにどういった将来的な負担になるのかというところをしっかりと見極めなきゃならないという時期なのかなというふうに思っています。そういった面を含めて、いろいろな検討させていただいて、事業進めていくというのが重要であると考えております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。次に、合併特例債についてお伺いたします。今年度合併特例債は幾らになるんでしょうか。

○財政課長 令和6年度当初予算ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）令和6年度の予算では、一般会計と北柏会計合わせて約4億6,000万円ほど、合併特例債を財源として予算計上しております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。震災特例で、合併特例債延長になりましたけども、令和6年度までということで、再延長というのはあるんでしょうか。

○財政課長 現行制度では20年が最大の期間ということで、柏市の場合は平成17年度から活用しているということで、令和6年度がちょうど20年目ということで最終年度ということになっております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。これもちょっと先の話になりますけど、令和7年度以降は、そうすると新市建設計画事業に盛り込まれて、まだ未達成の事業に関しては、独自に財源を見つけていかなくちやいけないということなんですけども、そういった取組について何かお考えがありましたらお示してください。

○財政課長 こうした投資的事業について、この新市建設計画事業、これまでにについては、合併特例債を活用してきたところですが、新市建設計画に載った事業以外でも、こういった投資的経費については、やはりより有利な財源というのを活用していく必要があるのかなというふうに考えております。一番有利といいますか、ありがたいのは、国、県等の補助金でございますけれども、そういったものが見込めない場合は市債、これもより交付税の措置のある有利なもの等を、担当部署と連携しながら確保するように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。引き続き国、県からどのような補助を、どのように引っ張ってこれるかというのが多分腕の見せどころだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に1点、安全安心の避難所における防災資機材等の整備の防災備蓄の拡充のところで伺いたします。様々液体ミルクだとか、ペット同行避難とか、様々な段ボールベッドのことから、震災のたびに様々な防災資機材を補充していただいて、本当にありがとうございます。この拡充した防災資機材等の管理についてどのようななされているか、お示してください。

○防災安全課長 市の職員向けの備蓄ということでございますけれども、現在のところ……失礼しました。管理についてということで、現在1名の職員が専門的に備蓄倉庫、市内45か所ございます。そちらを回りまして、機器であれば、その機械が実際に動くかどうかとか、あとは実際にカビが生えていないかとか、賞味期限とか、そういったものを管理して対応しています。その職員だけに頼ってしまっただけでは、その職員が退職したときに困ってしまうので、私どもは正規職員も一緒に回って、その管理をするようなこともしております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。災害のたびに、こういったものが必要だということで、どんどん拡充して、本当にありがたいんですけども、書面上、計画上ではそこに配備されていると、ただ例えば一つの近隣センターの防災倉庫がそのたびに増えていって、どこに何があるか、実際あるかすぐちょっと分からないという現状も一方であるというふうに聞いておりますので、ぜひその管理方法につきましても工夫していただいて、例えば倉庫の中のどこに何があるかという、もう既に取り組みされているのかもしれませんが、ぱっと見でどこに何があるのか分かる、誰が来てもすぐそこから取り出せる、何番目の倉庫のここら辺にある、また使い終わった

らそこに戻すというのが分かるような取組も既にされているのかもしれませんが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。これは要望で結構です。以上です。

○委員長 ほか大丈夫ですか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第29号、令和6年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時 5分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第22号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まず、補正予算ですね。防災施設及び防災資機材の管理事業、これ790万マイナスで計上されているのは、使用料及び賃借料ということでマイナスしているんですけど、これは防災施設を何か撤去したとか、そういったことでしょうか。内容をお聞かせください。

○防災安全課長 こちらにつきましては、契約差金というものになっております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。続いて、戸籍住民基本台帳の事業増、これは国の補助金で賄っていると思うんですけど、名前に振り仮名、ローマ字の表記記載ということですが、それ以外で何か追加する項目というのはあるんでしょうか。

○市民課長 委員がおっしゃっていただいたとおり、今回の改修につきましては、マイナンバーカードの氏名等の振り仮名、ローマ字記載が主でございまして、この増額の内容といたしましては、これまで補助の対象外であった内容、住民基本台帳システムが保有する氏名の読み仮名を戸籍附票システムへ連携をさせるための機能の追加、これが増額の理由でございます。以上です。

○若狭 戸籍に連携させるというのは、振り仮名及びローマ字を連携させるという認識で間違いないでしょうか。すみません。

○市民課長 まず、今振り仮名がついておりますのが、皆様住民票のデータである住民基本台帳システムの中には振り仮名が振られておりますけれども、戸籍には振り仮名が今振られていない状況でございますので、それが将来的に連携ができるようにシステムを改修するものでございます。以上です。

○若狭 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第22号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まず、議案1号についてでございます。そもそもになっちゃうかもしれないんですけど、この国から下りてきたこのマイナンバーに関する制度を無条件で受け入れなければならないものなののでしょうか。というのも、ちょっともし私が間違っていたら教えていただきたいんですけど、調べたら、地方自治体は地方自治法245条の2に規定があって、国は法律またはこれに基づく政令の根拠がなければ、自治体の事務処理に対する関与を行ってはいけませんって書いていたんですね。これってやっぱり自治体は単独で判断できる独立しているものじゃないのかというふうにちょっと考えたんですが、こちらについてはいかがお考えでしょうか。

○DX推進課長 私のほうで、ちょっと一般論的にお答えするのは難しいんですけど、今回のこちらの個人番号の法律に関しましては、一応法律で決められているということなので、それは自治体としてはその法律に基づいた事務をします。ま

た、その法律があって、今回柏市のこちらの条例があるんですけれども、庁内で情報を連携するとか、特定の柏市に必要な事務をする場合は条例を制定しなければならないということが法律の趣旨にありますので、今回そもそもなる条例を制定したところでございます。繰り返しになりますが、個人番号に関しましては一応国策というか、こちら法律になりますので、今現在柏市はこちらの法律に基づいて仕事をしているということになります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうすると、現時点でどんな情報が一元管理、ひもづいているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○ＤＸ推進課長 こちらの個人番号法に基づく、いわゆる情報連携、ほかの自治体と情報連携していいよというものの主な例なんですけれども、児童手当を認定するとき、所得の要件を確認するときに、前に住んでいた自治体の所得の情報をもらうですとか、あと逆に市のほうからほかの自治体、あるいは関係機関に提供する情報としましては、日本年金機構のほうに、住民票というか、柏市に、この世帯に誰が住んでいますといったような住民票の情報を提供するといったようなことがございます。主なものとしては以上になります。

○若狭 今後将来的にどんな情報が追加されてくるかというのは、何か分かりますでしょうか。難しいかもしれないんですけれども。

○ＤＸ推進課長 具体的に何が来るのかというのは、まだ分からないんですけれども、今後特に福祉、社会保障関係で新たな制度ができましたら、その制度を効率よく活用するために、新たな制度の情報がこういう情報連携でやり取りすることになるだろうとは考えられるかと思います。以上です。

○若狭 この条例改正に当たり、かかる費用というのはありますでしょうか。

○ＤＸ推進課長 こちらの条例の今回の改正に関しまして、特に費用、システム改修等も含めた費用はかかりません。以上です。

○若狭 では、現時点でこのマイナンバーに関することで運用しているシステムというのは、そもそも国が推奨しているシステムを使っているという認識で間違いないでしょうか。

○ＤＸ推進課長 こちらのマイナンバーに関連するシステム、大きく考え方として2つありまして、まず我々が、マイナンバーが始まる前に通常業務として使っていた住民記録ですとか、税とか、保険、介護関係のシステムというのがございます。そちらは大体年間で6億弱ぐらいなんですけれども、そちら自治体の規模に応じて使っているシステムが業務システムとしてあると。それともう一つ、情報連携するためのシステムというものがございます。そちらのシステムは、全体で市の負担としては1,000万ぐらいなんですけれども、情報連携をするための入り口ですね、入り口とか、やり取りをするためのシステムと、あと内部の業務で使っているシステム、こちらのほうにマイナンバーを管理して、日々運用している状態でございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうすると、情報連携システムですとか、そうい

った国が関与しているシステムに乗っかってしまうと、なかなか個人情報の収集とか集積というのがされると思うんですね。こういった情報って、情報漏えいの可能性ですよね。これは100%ないというふうには言い切れそうですでしょうか。

○D X 推進課長 全てのものにおいて、なかなかゼロリスクというものはないと思うんですけども、主な情報漏えい対策としましては、先ほど申し上げたマイナンバーを使用しているシステムに関しては、我々職員がふだん使っているパソコンとは、そもそもネットワークを分けているという点が一つ。また、そちらの個人情報系の、マイナンバー系と言っているんですけども、マイナンバー系のパソコンを使う場合、通常IDとパスワードを入力するだけでなく、個人にICカードを持たせまして、ICカードでまずログインして、続いてIDとパスワードでログインするといったような、いわゆる二要素認証、2つの要素で認証するというような仕組みを取っておりますので、通常のセキュリティー、もちろんパソコンもしっかりとはしているんですけども、より強固に個人情報扱うシステムについてはしていると。当然インターネットに接続だとか、そういったような外部との接続は一切ございませんので、そこら辺は通常の業務とは分けて運用はしております。以上です。

○若狭 承知しました。ちなみに、万が一情報漏えいとか、そういった事故があったときに、何か国からの保障みたいな、担保されているものとか、何かあるんでしょうか。

○D X 推進課長 特に国から何か保障があるとか、市が損害賠償何かをやったときに、助けてあげるよという制度は今のところございません。逆に情報漏えいしたときには、個人情報保護委員会という国の機関のほうに届け出るとか、そういったような仕組みにはなっております。以上です。

○若狭 分かりました。

では、次に議案2号、3号のほうに質問したいと思います。まず、この2号、3号のこの背景、いろいろ一般質問等でも答弁いただいているんですけども、いまだ一度この経緯と背景、なぜこれをつくったかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○次長兼人事課長 まず、この背景としましては、組合からの要求というものもございました。また、職員でもやはりちょっと障害をお持ちのお子さんであって、この制度がないと、やはり働き続けることができないということがありまして、そうしたことから、組合と協議する中で、この制度を導入しようというふうに決めたところでございます。以上です。

○若狭 分かりました。この制度、ワークライフバランスということで、非常にいい制度だなというふうには感じてはいます。その一方で、やはり部分休業とか、短時間勤務取得した職員以外の業務負荷というところの対策をしっかりとしていかなければならないと思います。この辺の対策については、どのようにお考えでしょうか。

○次長兼人事課長 昨年12月の議会においても定数条例可決いただきまして、定数のほう増やさせていただいております。そうした内訳としましては、育児休業者等

がやはり増えてきておりますので、その方たち向けに加配といった形で、休んだ人の分、代わりに新しい人、その課に入れてあげますということで、加配という措置をしておりまして、そういったところで、所属のほうに負担をかけないようにということで行っているところです。また、あるいは正規職員が充てられなかった場合は、会計年度任用職員であったりとか、派遣職員であったりとか、そういったところを予算措置するというところで対応していたところでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。この制度を取得した職員さん、期末勤勉手当に影響というのは、どのような影響が出てくるのでしょうか。取得した人が受ける影響ですね。

○次長兼人事課長 給料につきましては、勤務時間数に応じて支給ということになってきております。ですので、休暇を取った場合、給与額ということで1時間当たりの単価を算出しまして、それを翌月の給与から減額するといった形を取っております。また、退職手当につきましても、その期間を3分の1除算するというところになっております。以上です。

○若狭 そうすると、何か本人の勤務評価という面ではどのように影響あるのでしょうか、何かありますか。

○次長兼人事課長 人事評価については、特に影響はございません。

○若狭 分かりました。今後、今小学校1年生が対象ですとかありますけれども、この対象年齢を増やしていく、広げていくという予定はございますでしょうか。

○次長兼人事課長 この休暇制度自体、市独自のものとございます。やはり類似した休暇制度も各市取り入れてきておりますが、県内においては、ちょっと私どもで把握しているところで、導入済みが千葉県千葉市、八千代市、令和6年4月から鎌ケ谷市、銚子市ということで、各市それぞれに制度を構築して同様の休暇制度を行っております。今回1年生としましたので、実際に取得される方、そういったものをちょっと実際にどれから取るかというのに関しまして、今後増やしていくかというのも検討したいと思います。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうですね、状況見ながらというところで御検討されるというところなんですけども、この勤務時間を短縮して勤務できる形にしたときって、小学校でも不登校児ですとか、休みがちのお子さんがいらっしゃる方って、やっぱり1年生じゃなくても、2年生から6年生までいらっしゃると思うんですよね。その方って、私も娘2人いて、2人とも不登校なんですけど、学校って、登校時間で登校するときは子供たち登校できるんですけど、それ以外の時間で、例えば途中の10時からとかだったら行けるといって、そういうときって保護者が付き添って送らなきゃいけないんですね。そういう学校もありまして、やっぱり1年生だけではなく、そういった不登校児、あとは休みがちなお子さん抱えている方たちに対して、こういった対象年齢を広げていただくということは結構いるんじゃないかなと思っていまして、こういったところもぜひ検討いただきたいなというところでもあります。これは要望でございます。私からは、この区分は以上でございます。

ありがとうございます。

○内田 それでは、議題となっております議案の第1号、2号、3号、41号、条例改正についてですが、まず個人番号利用特定個人情報提供条例の改正案についてでございますけれども、法の別表第2というのが削除されたんですが、その理由というのはどういうことでしょうか。

○D X推進課長 こちらの別表第2については、市町村間で情報連携ができる情報はこれですよというようなものが法律に細かく規定しておりました。それを今回廃止されて、各政令に落とし込むということでございます。国のほうの趣旨の説明としましては、法律に書いてあると、どうしても新しい制度ですとか新しい給付をするときに一々法律を改正しなければいけないんですけれども、今後制度の改正によって、新たな制度ができたときに、自治体間で情報連携を速やかにするためには、法律よりもワンランク下の政令に落とししたほうが速やかに情報連携をするということができる、速やかな対応ができるというような趣旨で、今回その別表第2が廃止されたと聞いております。以上です。

○内田 つまり国としては、自治体、市町村に全てを、権限を委任したという捉え方をしているんですか。

○D X推進課長 自治体に委任をしたわけではなくて、あくまでも情報連携できるものは、今後は政令になりますけれども、今までは法律で決めていたものを自治体は情報連携していいよ、今度は政令のほうに定めたものを自治体は情報連携していいよというようなことになりますので、ここで自治体は任されて何でもできるようになるというわけではございません。自治体側の独自に情報連携をする場合は条例で定める必要がございます。今回改正になる柏市のこちらの条例にも、子供の医療費については、国の政令ではないんですけれども、柏市は情報連携をしたいので、平成27年、条例のほう御議論いただいて制定した経緯がございます。繰り返しになりますが、自治体が全て何でもやっていいというわけではないということです。以上です。

○内田 今子ども医療費助成制度の話がございましたけれども、今市単独で自治事務で実施しているマイナンバー活用事務は、子ども医療費助成制度だけでよろしいかったですか。

○D X推進課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○内田 これが今D X推進課の御説明ですと、自治体に丸投げされたわけではないと。自治体が、市町村が何でもできるようになったわけではないということですが、見方としては、市町村の自治事務が追加しやすいような状況がつけられてしまったのではないかと思うんですけど、そこら辺の見方、捉え方というのはどうなりますか。

○D X推進課長 自治体のほうで新たにこの仕事をマイナンバーを使って管理したいというようなことは、条例を制定すればできるようになっております。これは、今回の法律の改正とは関係なく、マイナンバー法できたときから、自治体独自でマ

イナンバーの仕事をした場合は条例制定できますよと。もちろん何でもいいわけではなくて、社会保障ですとか防災とか、そういった分野は決まっております。そこで、柏市として平成27年度に子ども医療費の支給に関する事務について、柏市はマイナンバーを使うということで決めたということでございます。以上です。

○内田 そこは信頼はしているところではございますけれども、一方現段階では、その社会保障にオンリーで使うということになっていますが、マイナンバーについては、当初かねてから民間との情報連携ということも大変懸念されていたわけですが、民間との情報連携が条例に落とし込むことで今後しやすくなるということはないでしょうか。

○D X 推進課長 そのような観点はないと認識しております。以上です。

○内田 そこは、柏市レベルでは信頼をしているところですが、何分国策ですので、今後状況がどう変わってくるか分からないので、そこを警戒して見ていきたいと考えております。それで、今回国の法律の別表第2が削除されたことによって、その事務を条例に仮に落とし込まないということになると、どういう弊害が起きてきますか。

○D X 推進課長 条例に落とし込まないというちょっと意味があれなんですけど、仮に落とし込まないと、柏市の今条例のほうで別表第2を参考にしているのは、庁内連携の事務をするために別表第2を参照しております。庁内連携というのは、例えば税の部門で持っていた情報を、柏市民の方の税の部門の情報を、じゃ児童手当を認定するために、こども部のほうで使いましょうというようなものを庁内連携と言っているんですけれども、別表第2に書かれている事務を庁内連携ができるという条例にしております。もし今回こちらの条例の改正がなかったときに、元となっている別表2がなくなってしまうので、庁内連携をするための法的根拠がちょっとなくなってしまうというような影響がございます。以上です。

○内田 マイナンバーの、確かに今回政策の変更ではないと承知していますけれども、マイナンバー制度に関わることで、この点は慎重に判断をさせていただきたいというふうに考えております。

部分休業条例に係る議案第2号、第3号についてでございますけれども、障害をお持ちのお子さんがいらっしゃる場合の休業を認めるということでございますが、この場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がその対象となってくるわけでございますけれども、この等級は何級以上とかという制限というのはございますか。

○次長兼人事課長 特に制限ございません。

○内田 現在のところ、その障害をお持ちのお子さんがいらっしゃる職員というのがどれくらいいるか、把握していらっしゃいますでしょうか。

○次長兼人事課長 把握はしていないというところになりますが、ただ介護休暇であったり、そういった休暇制度を受けていると、取得しているといった方については、その取得で明らかになりますけれども、ただ何人いるというのは把握してい

ないところです。以上です。

○内田 これは権利が付与されることによって、休暇を取得する方は増えてくるかとは思いますが、そこら辺の職員の実数の把握というのは必要ですし、大体見込みとして条例を制定するときに、何割ぐらいが活用していくのかということの見込みの算定、算出というのも必要だったのかなというところは指摘をしていくところでございます。

それから、議案第4号の議員報酬条例につきましてですが、（「41号です」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。第41号の議員報酬条例の改正案でございますけれども、答申が出たからといって、すぐに条例改正をしなければいけないのでしょうか。

○給与厚生室長 答申が出たからといって、それを議案として提出しなければならないという義務はございませんが、答申を尊重するということで提案したものでございます。以上です。

○内田 私がお尋ねした背景は、その時期のことでございますが、何となく議員報酬のことなので言いづらいんですけども、なかなかやっぱり政務活動費だけでは仕事がやり切れないで、議員報酬に持ち出している議員というのはいるわけで、そうすると議員報酬というのは一定程度必要になってくる場合も想定されますが、一方で市民の理解がどれくらいこの時期に得られるか、順序としてはやっぱり労働者の賃金が上昇していくことが順序としては先だと考えるんです。そのときに、答申は答申でいただいておいて、ただその条例を改正して報酬額を上げるということの判断は、今でなくても、少し景気動向や労働者の賃金の回復状況、上昇状況を見てから判断するというのもできたのではないかという視点でお尋ねしたんですが、その時期については今でなければならなかったのでしょうか。

○給与厚生室長 時期についてのお尋ねでございますが、審議会に諮問をする際に、これまで前回の審議会が6年前ということで、その答申の中に、今後適正な時期、社会経済情勢の変化ですとか、そういったようなことを踏まえて、適正な時期に次の審議会を開催するようという意見がついておりましたことも踏まえましたこと、今回物価の上昇ですとか、賃金の上昇ですとか、社会経済情勢が変化してまいったこと、そういったような情勢を踏まえまして、審議会を開催して諮問をしたような経緯がございます。それでその中で、審議会の中では引上げ案だけではなく、現状維持の案、また引下げの案も、3つ改定と併せて提示をさせていただきまして、その中で審議会の答申ということでいただいたということでございますので、こちらを尊重、繰り返しになりますが、こちらを尊重したということでございます。以上です。

○内田 私は、時期については、諮問した時期についても景気動向とか、労働者の賃金の上昇状況とか御配慮されたということでございますけれども、私としては、やっぱり時期としては時期尚早であるというふうに考えておりますし、もう少し市民の理解が得られるまでの議案の上程は、少し待っていくべきだったということを主張いたします。以上をもちまして議案第3区分に対する私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○次長兼人事課長 先ほどのちょっと内田委員の質問について、ちょっと補足をさせていただきます。育児休業、短時間勤務制度につきまして、見込み、どれぐらい取るんだらうかという、その見込みのことにつきましては、先行してもう実施している自治体が全国にございまして、そちらの自治体の取得率から見ますと、大体取得が0.204%となっておりますので、それは柏市の職員数で乗じますと、大体6人程度ということで予想しておりました。また、県内で同様な船橋市、中核市でございますけれども、そちら職員が5,000人ほどおりますが、実際に育児短時間勤務、これを利用されている方が四、五人程度ということで聞いております。また、子育て部分休業につきましては、今現在未就学児についても部分休業というものを取っておりますので、そちらの大体取得の割合等から見ますと、大体取得するのが15人程度ではないかというふうに考えております。以上です。

○内田 ありがとうございました。

○永山 議案第2号、3号、41号についてちょっと質問させていただきます。2号につきましては、これから若狭さんもありましたが、対象職員の拡大、小学校1年生ですとやっぱり突発的なこと、低学年のお子さん、何かいろいろ起こったときに、職員の方、突発的なことも含め、ありますので、そうしたことも御考慮いただきたいというふうに思います。

議案の第3号のほうに移らせていただきます。まずなんですが、ほかの自治体に比べてちょっと導入が遅かったというふうに思いますが、その理由はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○次長兼人事課長 育児短時間勤務制度、これを導入した場合に、どれぐらい取得があるんだらうかというのがなかなか分からなかったところと、柏市の場合、公立保育園が22園ございまして、シフト制勤務で、保育園は一般の事務職と違って配置基準というものがございまして、そこで同一の園で複数人取得された場合に対応が難しいんじゃないかということで導入を見送っていたところなんですけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、実際の船橋市に確認してみますと、保育士で取得している方はいらっしゃらないということもございましたので、取得される職員が極めて少ないんじゃないかということで導入に踏み切ったというところでございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっと保育士の方で取られる見込み少ないということ今おっしゃってございましたが、多分昨日までアンケートされていたと思うんですが、この結果について、現段階で把握している回答者数とか、回答率とか、お示しできる範囲でお願いいたします。

○次長兼人事課長 まず、対象としたのが2,832人を対象としまして、回答が大体1,400人程度、5割程度となっております。そのうち育児短時間勤務、こちらを検討したい、検討するという人が25人いました。そのうち保育園の勤務をされている方が4名となっております。以上です。

○永山 そうすると、4名ということになると、どうなのでしょう。制限をつけて導入しなきゃいけないという見込みなのか、それともこの議案の中に出ているような勤務形態4つできそうなのか、ちょっと見込みを教えてください。

○次長兼人事課長 ちょっと内訳としましては、その4人の中で、お一方は大分先、令和9年度、ちょっと先に取りたいという方がいましたので、実質は3人なのかなというふうに考えております。先ほどもちょっと育児短時間取得検討中という方の中には、ちょっとこの休暇制度自体を勘違いされている方もいらっしゃいますので、その辺の給与の減額も、こういうのもありますよというのをしっかりお伝えした上で対応していきたいなというところと、まだこれ自体保育園の保育士さん、何人か制限を設けるというような、組合の今協議中ということでございますので、今回のアンケート結果を基に組合のほうと協議をしていきたいと思っています。以上です。

○永山 その組合との協議について、関連してお伺いします。全職員で実施すること、組合と確認書を締結したというふうに伺っておりますが、制限を設けることに対して市職がうんと言わない場合は、どのような対応されるのでしょうか。

○次長兼人事課長 今回アンケート調査、本来であれば、議案を上程させていただいておりますので、議案が可決された以後、アンケートなり、実際に申請の受付をしようというふうに考えておりました。もし仮にそうした場合は、同じ園について2人、3人と申請が上がってくる可能性もあったというところでございます。今回アンケート実施したところ、ある程度保育園もばらけているというんでしょうか。同じ園に2人という申請も出てきていないこともありましたので、そういったところも踏まえて、組合さんとは協議していきたいというふうに考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっとそうすると、もう一度すみませんが、今のところは制限を設けずに導入できそうということによろしいのでしょうか。

○次長兼人事課長 引き続き組合と協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。ぜひとも協議していただきたいというふうに思います。

ちょっと終わったことを蒸し返すのは大変恐縮なんですが、ちょっとアンケートのことを伺いさせていただきます。本会議でも触れさせていただきました限定的な運用がある可能性があることについてどう思うかという設問に対してなんですが、ちょっとすみません、これ内容が分かっているならば、1、2、3、それぞれ答えた人が何人いるか、教えていただけますでしょうか。

○次長兼人事課長 昨日締め切ったところで、ちょっと数のほう把握していないです。以上です。

○永山 承知いたしました。分かり次第、じゃ教えていただければというふうに思います。ちょっと改めてこのアンケートの設問の選択肢の意図について、すみません、正しく把握したいというふうに思います。1、2、3という選択肢があって、1番

は、クラス運営や園運営のこと考えると仕方ないということで、この1番の結果が多かったら、また制限をつけて導入しようということになったんだと思います。ちなみに、仮にですが、2番の回答が一番多かったというときには、どのような対応されるつもりだったのでしょうか。

○次長兼人事課長 こちらのアンケートにつきましては、当初組合に提案した内容で、懸念があるところということを提案させていただいたところでございます。今回委員からの御指摘も受けまして、私どもとしても配慮に欠けていたなというところで反省はしているところです。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、アンケートによりまして、大体4名ということで結果が分かりましたので、その辺のところ、ちょっと丁寧に対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○永山 ありがとうございます。すみません、ちょっと深掘りしようと思ったんですが、もう配慮に欠けていたということで、ちょっと無意識の悪意というんでしょうか、ちょっと御認識は、お忙しい中でアンケートつくって、アンケートを実施するという、非常に御苦勞はされたと思いますが、しっかりこれから配慮をしていただきたいというふうに思います。その上で、ちょっと一つお伺いします。今後例えばこうした、これに限らず、何か職員の皆さんの労働条件に関するアンケートを行うときに、市職の皆さんと内容を協議するみたいなことはお考えあるでしょうか。

○次長兼人事課長 今現状では、人事課が行うアンケートについて、労働条件に関わるものについて、全てを組合さんに提案をして協議をして内容を決めるということまではちょっと考えておりませんが、ただ場合によっては、物によっては、そういったこともあり得るのかなというふうに考えています。以上です。

○永山 ありがとうございます。確かにちょっと全部が全部やると、確かにマンパワーも足りなくなるといいますので、可能な限り、今御答弁いただいたとおり、時と場合というか、状況に応じてそうした協議をしていただいた上でアンケートを実施するという事になれば、今回のようなこと起こらないというふうに思いますので、ぜひともそちらのほうは御検討いただきたいというふうに思います。

次、議案の41号のほうに移らせていただきます。議員報酬の件です。ちょっと事実関係の確認から何点かさせていただきたいというふうに思います。ホームページ上で今率直に申し上げると、柏市議会議員の給料997万円ということで、ホームページ調べると出てきます。今回の報酬アップに伴って、年収の見込み幾らになるでしょうか。

○給与厚生室長 議員の年収見込額は1,018万4,220円の見込みでございます。ほかに議長と副議長もお読みしましょうか。議長が1,179万240円、副議長が1,053万7,440円の見込みでございます。

○永山 ありがとうございます。事実関係確認させていただきました。それと、ちょっとヒアリングとか、本会議の内容とちょっと重複することがあるかもしれませんが、ちょっと引き続き質問させていただきます。審議会等構成委員の中で、柏市

民の方、柏市に住民票を置いている方というんでしょうか、そうした方の把握状況どうなっているんでしょうか。

○給与厚生室長 審議会の委員につきましては、柏市特別職報酬等審議会規則の定めがございまして、こちらにより審議会の委員も決定したというところでございますが、その中で主なところといいますのは、柏市にゆかりがある経済団体ですとか、例えば具体的なところで申しますと、市民の声を、市民に近くその声を反映する団体として、例えば柏市のふるさと協議会の役員ですとか、そういったような団体に推薦をお願いしたりといったような状況で、推薦されてきた委員をお願いをしたり、公募の委員をお願いをしたりということで決定をいたしておりますので、直接審議、いわゆる住民登録があるかというところの把握はしておりませんが、柏市民が多いのかなというふうな認識でございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。柏市民の方を中心にしていって、柏市外の方もいらっしゃるということが望ましいスタイルだと思います。議事録の中でも、ある委員の方が、私柏市民じゃないんですけどみたいな発言をされていらっしゃる方がいました。ちょっと柏市民の方がどれぐらいいらっしゃるかということをお個人としては把握したいと思うんですが、把握できる方法がありますか。

○給与厚生室長 今直ちにということですとちょっと難しいと思うんですけれども、審議会の委員にお尋ねするといったことは可能かなというふうに思います。以上です。

○永山 一つ、ちょっとごめんなさい、細かいことになるんですが、審議会に出ている方、日当みたいなものが出ていると思うんですが、何かその源泉徴収などから情報取れたりはできませんか。ちょっと細かいんですが。すみません。

○給与厚生室長 委員のおっしゃったような方法もあるかと思いますが、報酬については辞退をされている方もいらっしゃいますので、そういう意味では直接お尋ねするのが一番早いかなというふうに考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。辞退されている方がいらっしゃるということは、私も初めて知りました。大変参考になりました。ありがとうございます。

ちょっとまた事実関係の確認で、行政の通知についてちょっと確認を一旦させてください。2つ、ちょっと行政の通知について、この通知がまだ生きているかどうか、通知を撤回するようなことがないかということをお、ちょっと2つ確認させてください。1つが昭和43年10月17日、自治給第94号行政局長通知、それからもう一個が昭和48年12月10日自治給第77号自治省行政局公務員部長通知について、この2つはまだ活用されているというか、生きているという認識で大丈夫でしょうか。

○給与厚生室長 委員がおっしゃった2つのうち、前段の昭和43年10月17日付のものにつきましてはこちらでも把握しておりまして、通知はいわゆる生きているものという認識でございます。恐れ入ります。後段のものについては、今手元に資料がございませんで、確認させていただければと思います。

○永山 そうすると、じゃちょっと前段のほうでお伺いします。昭和43年10月17日

自治給第94号行政局長通知のほうのことでちょっとお伺いします。項目の2の(3)の審議会への提出資料というところで、別記というところがあります。こういう資料出したほうがいいんじゃないか……出しましょうという感じですかね。言い方になっていると思うんですが、その項目の中で、近年における消費者物価上昇率、それから議会費の全5か年の一般財源に対する構成割合及び報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込み、もう一個が当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たりの額と類似地方公共団体のそれとの比較という項目があるんですが、ちょっと今回この資料が出された記録を私は確認できなかったんですが、その辺いかがでしょうか。

○給与厚生室長 この別記の資料項目につきまして、今委員から御指摘があったものについては、確かに資料の中で、直接それが読み取れるような形で掲示しているものはないかと思います。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっと少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出しということで、ちょっとこれ読み取ると、こうした資料を出したほうがいい、義務とまでは言わないけども、出したほうがいいということが強く推奨されていると思いますので、今後はちょっと本会議でも述べましたが、情報量が少ないという委員の方もいらっしゃいましたので、今後これを目に見える形で出すべきだというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃった別記に掲げる項目なんですけれども、こちら確かに直接載せていないもの、それから間接的に読み取れるものというような形で掲載したものがございます。こちらを参考にしながら、次の審議会の資料を提示する際によく検討してまいりたいと思います。以上です。

○永山 ぜひ情報量は多ければいいということだったと思いますので、選別もしながらではありますが、ぜひお願いします。

それから、ちょっとさっき確認できなかったという後段のことについて伺いたいんですが、これは確認してからのほうがいいですか。手元がないと、ちょっとあれかなと思うんですが。

○給与厚生室長 日付をちょっともう一度おっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。質問によっては、お答えできる範囲でお答えいたしたいと存じます。

○永山 まず、日付ですが、昭和48年12月10日自治給第77号自治省行政局公務員部長通知でございます。いかがでしょうか。

○給与厚生室長 すみません。今ちょっと手元がないので、もしよろしかったら、御質問おっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。

○永山 承知しました。すみません、ちょっとごめんなさい、述べさせていただけます。その中で、特別職の報酬等はその職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与等はおのずからその性格を異にしという記載があります。これ私の解釈でいくと、一般職の職員の方、人勸に基づいて決定されるものだと思っていますが、一般職の職

員さんの給料とはちょっと性格が違うということで、公務員の、民間企業との官民格差ですとか、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定されるもののとは違うというふうなものがありますので、ちょっとその辺の整合性というか、すみません、私の個人的な見解からいうとちょっと矛盾ということになってしまうんですが、それについてはどうお考えでしょうかというのが質問でございます。

○給与厚生室長 直接その数値を拝見していないので、趣旨を取り違えたら大変申し訳ないんですが、委員がおっしゃったような趣旨の通知が出ていること自体は承知しております。その上でなんですけれども、確かに一般職職員については、人事院勧告を基にその引上げ率ということで、いわゆる生活給という考え方ですね。そちらの考え方があるかと思うんですけれども、確かに審議会の中で人事院勧告の率を、すなわち即そのまま適用するという考えにはなっておりませんが、あくまでも特別職の給与及び議員の報酬額の見直しの一環としてこちらから提案をさせていただいたものでございまして、先ほども申し上げまして、繰り返しになりますが、改定だけではなく、現状維持並びに引下げ等の選択肢も上げさせていただき、資料等提示させていただいた中で答申をいただき、その答申の中で人事院勧告の考え方を採用していただいたと、そういう認識でございます。以上です。

○永山 そうすると、今の48年12月10日の通知というものがあるんですよということが審議会で何か示された、ちょっと形跡が見当たらなかったんですが、その点はどうでしょうか。

○給与厚生室長 審議会の中で、質疑等直接受けたりといった、事務局に対して受けたような経緯はございませんでしたが、質疑を受ければ回答したかなというふうに思います。以上です。

○永山 ちょっと大変申し訳ないんですが、こういう通知が出ているという前提の下で話すべき審議会だというふうに思いますので、こういう通知があるんですけれども、その上で皆さんどうしてもいろんな数値を見て決めるということの結論であればいいと思うんですけれども、こういう通知が出ているということを、多分審議会の皆さん知らないというふうに思いますので、次回はと言ったら、いつになるかわからないんですが、ちょっとこういう通知があるという前提の下でお話いただけるようなことを、今後御検討いただけないでしょうか。

○給与厚生室長 委員が議事録を御覧になったとおっしゃっていますので、御承知かと思えますけれども、審議会の中で委員の皆様から御質問いただきまして、確かに審議会の位置づけとか、どういったようなことを検討したらいいんだとか、そういったような質問いただいた中で、審議会に関する柏市の例規、そういった定めですとか、そういったようなお示しさせていただきました。なかなか報酬に関するいわゆる専門家というところだけではなく、時期の経済状況に通じていらっしゃる方、それから公募委員ですとか、必ずしも報酬そのものの専門家ではない方もいらっしゃる中で、資料の提示については、確かに委員がおっしゃるような難しいところかなというふうに思います。こなれた形で資料をお出しするということもございま

すけれども、審議会の皆様にも議論を尽くしていただくために、今後資料についてはよく検討してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○永山 私は、最低限こういう通知はあった上で議論をしないと、ベースのところがおかしくなっちゃうと、やっぱり結論もちょっと方向性を見誤ってしまう可能性もあるので、今おっしゃっていただいたことは私も伺いましたので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいというふうに思います。私からは以上になります。

○渡部 まず、1号から伺いたいと思います。これは確認なんですけれども、戸籍については、例えば柏市で、柏市にない戸籍も取得することができるのかどうか、確認したいと思います。

○D X 推進課長 柏市にない、反問というか、質問の確認なんですけれども、柏市にない戸籍を確認することができるというのは。

○渡部 柏市の住民で、だけど戸籍は前の住まいとか、自分が生まれたところに戸籍を置いたまんまという方もいると思います。戸籍を取るのって結構大変なんだけど、柏市の市役所で、柏市にない自分の、例えば生まれたところにある戸籍を取得することができますかという質問です。

○D X 推進課長 大変申し訳ございません。今回私のほうで把握しているのは、こちらのマイナンバー法に基づく情報連携の件でして、多分今の御質問ですと、戸籍の事務そのものの内容になってくるかと思います。申し訳ございません。ちょっと今こちらに市民課、所管する部署おりませんので。

○渡部 説明資料の中で、情報連携のイメージというのがあります。これまでは前住所地市役所に取得の申請をしなければならなかったけれども、今度は情報連携されていて、現住所の市役所に申請をして取ることができるというふうな、この説明があったものですから、これについて、その内容で、じゃ戸籍もそうなんですかという、そういう質問だったんです。

○市民課長 ただいま渡部委員から御質問がありました戸籍の全国的な広域交付制度につきましては、こちらは法務省の戸籍システムを全国的に連携をさせているというものでございまして、マイナンバー関係とはまた別物の仕組みになっております。以上です。

○渡部 そうすると、今回のこの条例改正、これは戸籍の全国的な法務省のシステムで取得できるということとはまた別なことという理解でよろしいのでしょうか。

○D X 推進課長 おっしゃるとおりです。

○渡部 いろいろと一見便利になるようで、いろんな情報が一元管理されて、情報漏えいなども相変わらずやっぱりいろんな、ネットで調べればいろんなところで情報が漏えいしたということで、いろいろ見えます。ですから、こういう条例の制定、やっぱり疑問点を持っていますし、国がやることだからということで仕方がないということで、なかなか賛成はしにくいというふうに思っています。これもちょっと意見になってしまいますので、あれです。

2号、3号については、本会議でも今もいろんな質疑ありました。それで、職員

に対するアンケートというのも、実は何のこと言っているのかよく分かりませんでした。それで、アンケートについていただきまして、ああ、なるほど、こういうことかというのが分かりまして、私もやっぱり保育園における園運営に支障を来すおそれがあるだとか、あとクラス担任としての保育の連続性や質の維持の観点とかという言葉があると、これはやはりアンケートの中身としてまずいなということを思いましたが、今永山委員との間での質疑でいろいろと理解できましたので、ただちょっと確認はさせていただきたいんですけれども、保育士の採用は、退職者も多いから、採用も多いと思うんですね。令和5年と、例えば6年度の保育士の採用予定の人数がもし分かりましたらお示してください。

○次長兼人事課長 すみません、確認してからお答えいたします。

○渡部 職員採用の中でも、保育士の採用って非常に多いと思います。今アンケートの中から、保育園では4名で、ちょっと正確に理解していない方がいらっしゃるとかいうようなお話ありましたが、やはり今後とも保育士の採用って多いと思いますし、保育士の方もやっぱり安心して休業できるような仕組みでないといけないと思います。この間決算なんかのときにも質問してきた中で気になっていたのが、職員の病休なんですね。病休の中でも、保育士の病休の率が非常に多かったなと。もちろん人数が多いから当然そうなんですけども、その実態も、これは今すぐやっぱりあれでしょうか。無理でしたら、また後でもいいです。ただ、多かったなと、いるなという、その確認だけでもいいです。

○次長兼人事課長 ちょっと病休の率といいますか、人数はちょっとすぐには出ないんですが、先ほどの保育士の人数、ちょっと採用もすぐ出ないんですけども、実際の職員の定数で見ますと、昨年が352人で、今年が360ということで、8名、これ保育園だけですけれども、増やす予定でおります。育児休業と病気というお話もありましたけれども、そういった形の代替というところも加味しまして、来年は8名増員ということで考えております。以上です。

○渡部 保育士を含めて、一般職のもう全ての皆さんが、やはり本当に働きやすい環境を整えていただきたいなと思います。

次に、41号なんですけれども、私もやはりこれは執行部に質問するということではちょっとないなと思うので、反対をします。それで反対の理由は、やっぱり今実質賃金は下がっているわけですね。格差は当然ながら今広がっているわけです。そういった中で、今私たちが自らの賃金を上げるということが市民の理解を本当に得られるのかということについては疑問を持っています。それと議員の活動が分かりにくいというのは報酬の審議会でもあって、新たないろいろな資料出していますけれども、私はあれで審議員の方が議員の活動を理解してもらえるような、本当に資料なのかなというふうにもちょっと疑問にも思いました。そうすると、やはり議会自らが私たちの活動を知ってもらうような努力は、これは議員自らの責任だなというふうに思っています。例えば議会報を全戸配布するだとか、議会が終わったら地域に出て行って、議会の報告を議会の責任で行うとか、そういったことを自らして、

市民に理解を求めるような姿勢がないまま、やはりここは報酬を引き上げるということは問題だなと思いますので、これは意見ですけども、41号は反対をします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑……

○次長兼人事課長 すみません。保育士の採用につきまして、来年度35人採用となります。以上です。

○委員長 よろしいですか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号、柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第41号、柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、議案第41号は否決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時15分休憩

午後 3 時 2 5 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第4区分、議案第13号、包括外部監査契約の締結について、議案第14号、訴えの提起について、議案第19号、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について、議案第20号、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まず、議案第13号ですね。包括外部監査契約の締結についてということで、前回監査対象部局が教育委員会の、あと学校教育部でありましたけども、今回の監査対象の部局というのはどちらになるのでしょうか。

○D X 推進課長 前回というのは、令和5年度、今年度行ったものが教育委員会でしたということでございます。来年度、令和6年度は、まだ正式に決定してはいないんですけども、一応経済産業部方面というか、その辺りの部局が対象になる予定だということで、監査委員のほうで検討されているようでございます。以上です。

○若狭 今回は2年目とお聞きしてまして、何か連続して契約していく制限みたいな決まりというのはあるのでしょうか。

○D X 推進課長 地方自治法によって、4年以上同一の者と契約してはならないという決まりが明確にございます。なので、最大で3回分というか、3年間の契約を締結することができるとなっております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。では、次に14号議案のほうに参ります。訴えの提起についてですが、こちらまず最初、この事業所のほうに立入検査を行って発覚したということなんですが、立入検査を行った経緯、どうして立入検査をすることになったかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○次長兼指導監査課長 立入検査を行うまでの経緯といたしましては、この事業所につきましては、平成24年の7月に柏市のほうで新規事業所として指定をいたしまして、その後平成29年の8月に管理者の変更の届出がございました。その際に、こちらに提出された書類を見ましたところ、看護師、また機能訓練指導員という職員の未配置が分かりまして、それを受けまして事業所のほうに監査に入ったという流れでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうすると、この未配置というのは故意ではなく、認識誤りであったということなんでしょうか。

○次長兼指導監査課長 ただいま申し上げました流れについてもそうですし、その後の関係につきましても故意であるということではなく、そのときの認識があまりなかったということが考えられたところでございます。以上です。

○若狭 分かりました。では、その未配置の人数なんですけども、何人必要なとこ

ろに何人足りなかったのかというのを教えていただけますでしょうか。

○次長兼指導監査課長 看護職員につきましては、その月々で足りなかった割合はいろいろですけれども、その中で一番少ないときを見ますと、本来配置すべき職員の配置の割合に対しまして7.6%程度の職員の配置であったと。一番少ない月ではその辺り、そういったところでございます。また、機能訓練指導員につきましても、例えばですが、一番少ないところで177時間の勤務に対しまして、12時間の配置であったと。そういった一番少ない割合ではそういった割合の勤務の月があったということでございます。もちろん一番多い月には、ほぼ満たしている月もございました。

○若狭 そのものの配置基準の割合は何%必要とされるものなんですか。

○次長兼指導監査課長 失礼いたしました。基本的に毎日の勤務で1名が必要ということでございます。

○若狭 となると、それが7.6%しかなかったということ、相当低かったということ、ほぼ未配置という認識で間違いないでしょうか。

○次長兼指導監査課長 先ほど一番配置の少なかったところの月を申し上げましたけれども、月によりましてかなり配置を、出勤が十分あった月もございますし、先ほど一番少ないところで申し上げましたところの状況は、先ほどのようでございます。以上です。

○若狭 ちなみに、この事業所の経営状況というのは何か把握されていましたでしょうか。

○債権管理課長 昨年4月に相手方から、令和3年から4年にかけての決算報告書など提出されておりました。現在その報告書見ますと、売上げが年間で約5億円の売上げがございます。それから、相手方、介護事業以外にもマーケティングリサーチとか有料の職業紹介、派遣事業ですか、そういったものもやっておりますので、そういったところでの売上げも含めてということでございます。ですから、経営状況が悪いということでは決してないというふうに理解しております。以上です。

○若狭 当初最初25年払いを主張していて、令和5年10月に2,556万ぐらいの支払いがあった、いきなりあったということで、これは何がポイントだったんでしょうか。

○債権管理課長 この相手方、決算報告書にも記載あったんですけれども、現金の預金が7,000万ほどありましたので、それを使えば支払うことは可能だったのかなと思います。この2,500万以外にも、月々の相殺による納付ですとか、あるいはその分の利息も、その後で160万ぐらいですか、支払いもありましたので、その現金についてはあることはあったということでございます。以上です。

○若狭 結構経営状況は悪くはなく、預金もある中で、それでも25年払いにしてくれないかっていう、恐らく月百何万とかの計算だったと思うんですけども、その相手方が弁護士を依頼というか、頼んできたのはいつからですか、最初から弁護士が入っていたんでしょうか。

○債権管理課長 最初はいなかったかもしれないですね。ちょっとはつきり覚えて

いなんですけども、ただ私どもが引き受けて、弁護士に依頼して交渉したときにはいたと。でも、比較的最近だったとは思いますが。

○若狭 ありがとうございます。この事業所の相手方の、弁護士が入っているから、対応とかはどうですか。例えば時間を守らないとか、何かそういった予定すっぽかすとか、そういったこととかはあるんでしょうか。

○債権管理課長 弁護士も入っていますので、そこまで対応がひどいということはありませんけれども、ただこちらが主張していた、例えば期限の延長は5年までしか認められないことですか担保が必要だというようなこと、そういったことの聞き入れてくれるということにはなかったということではありました。以上です。

○若狭 この相手方、過去に未配置という、過去にこういう事例みたいな、実績というか、事例ってあったんでしょうか。あったか分かりますか。

○次長兼指導監査課長 先ほど申し上げましたように、新規で指定をいたしましたのは平成24年でございまして、その後人員の未配置につきましては、ただいまのこの1件でございまして。以上です。

○若狭 私がちょっと今質問している理由は、やっぱりどちらにもいろんな事情があると思っていて、本当に実態把握は細かくされているかという状況が大事だと思っていて、なかなか判断するには難しいところだなというのは正直な感想ではあります。ただ、事実配置していなかったというところ、基準を満たしていないわけがありますので、それについて調べていくと、調べれば調べるほどいろんなことが発覚してきたというような流れと認識しています。これについては、引き続き事実確認をしっかりとするというところをお願いして、これに関してはちょっと一旦終わりたいと思います、質問のほうは。

次に、19、20号についてです。こちら流山市と我孫子市との事務委託の廃止というところでありまして、これはマイナンバーカード持っていない方には何か不利益みたいなものというはあるんでしょうか。

○市民課長 まず、この仕組みが廃止された後の影響でございまして、マイナンバーカードをお持ちでない方が印鑑証明を御希望する場合は、これまでは柏市民の方であれば我孫子市、流山市の市役所の窓口で取れたんですけれども、今後は柏市内の14か所の証明書交付窓口でございますので、そのどこかで証明書をお取りいただくということになります。以上でございます。

○若狭 そうすると、やはり柏市でしか取れなくなってしまうという状況だということでしょうか。

○市民課長 おっしゃるとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方は柏市内で印鑑証明をお取りいただきます。以上です。

○若狭 分かりました。そういった方についての何か救済措置みたいなものというのは、何か考えていますでしょうか。

○市民課長 救済措置といいますか、私どもといたしましては、まず柏市内14か所の証明書窓口がございまして、御自宅の近くを分かりやすく御案内できるように

ホームページ等をしっかりとつくり込んでいきたいというところがございます。あとは、マイナンバーカードをお持ちの方に関しましては、できるだけコンビニ等で交付ができますので、その辺りをしっかりと御案内していきたいと考えております。以上でございます。

○若狭 現時点で、流山市と、あと我孫子市のほうで、こちら交付を受ける方、柏市民でというのは、件数はそれぞれ何件くらいありますか。

○市民課長 戸籍や住民票、印鑑証明、まとめましてトータルで柏市民の方で年間1,087件証明書を交付されています。以上です。

○若狭 分かりました。それは、流山市と我孫子市合わせてということでしょうか。

○市民課長 ただいまのお答えは、柏市民の方が我孫子市、流山市で証明書をお取りいただいた件数でございまして、3市全体の証明書の交付件数ですと2,400件になります。以上でございます。

○若狭 お聞きしたのは、流山市で印鑑証明受け取る人と我孫子市で受け取る人、それぞれ件数、もし分かればと思ったんですが。

○市民課長 大変失礼しました。お答えさせていただきます。印鑑証明、柏市民の方で我孫子市でお取りになられた方は19件です。それから、流山市で証明書をお取りになられた方は57件、合計で76件でございます。以上です。

○若狭 それは年間1,087件ってお聞きしたんですけど、今合計しても76件というのは……

○市民課長 すみません。私の説明がちょっと足りなくて申し訳ございません。改めて御説明させていただきます。1,087件という数字につきましては、印鑑証明だけではなくて、戸籍ですとか住民票ですとか、全ての証明書をお取りになられた件数が1,087件ということでございまして、印鑑証明単体で見ますと令和4年度の交付件数は76件でございまして、そのうち我孫子市役所でお取りになられた柏市民の方が19件、柏市民の方で流山市でお取りになられた方が57件。以上でございます。

○若狭 すみませんでした。私の質問も悪かったですね。1,087件のうち流山市が何件で、我孫子市が何件というのを知りたかったです。印鑑証明に限らずですね。全てに対してというところです。

○市民課長 改めてお答えさせていただきます。1,087件のうち柏市民の方で、我孫子市役所で証明書をお取りになられた方が345件です。1,087件のうち流山市役所でお取りになられた方が742件でございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。この事務委託が廃止されることで、何かトラブル、今後想定されるトラブルというのはどんなことが考えられますでしょうか。

○市民課長 まず、想定される対応といたしましては、今回の議案を議決いただけた場合は、令和7年あるいは6年の7月1日より共同発行の事務が廃止されますので、それまでにしっかりと我孫子市、柏市、流山市で連携を取りまして、それぞれの市民の方に共同発行が廃止になる旨と、あとはマイナンバーカードをお持ちの方に

は、やはりコンビニ交付をしっかりと御案内していくということで、その辺りの窓口や広報紙、それからホームページ等でしっかりと御案内していきたいと考えております。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。そうですね、やはりマイナンバーカード持っている方というのは、コンビニ交付とかもいろんなところでできるというところですが、やはり高齢者の方とか、持っていない方に対しては、今まで流山市役所の近くで利用していたのにという方にとっては不利益を被ることになってしまうのではないかとというふうに考えています。この区分に関しての質問は、私からは以上です。

○内田 それでは、議案第4区分でございますので、質問をいたします。まず、議案第14号、訴えの提起、介護報酬の不当利得返還請求でございますけれども、看護師と機能訓練士の配置ですけれども、1人ずついけば、そもそも非常勤でも毎日いるということが担保できれば、それはオーケーだったんでしょうか。

○次長兼指導監査課長 機能訓練指導員につきましては、加算に関する職員配置ですので、常勤でなくてはいけないということになります。それ以外の看護職員につきましては、サービス提供時間を通じて配置がされていけばよいという基準でございます。以上です。

○内田 そもそもこの事業所につきましては、多角的、いろんな事業をやっていて、そこら辺が知らなかったということは、私はあんまり想定し難いと思うんですけれども、実際にこれは看護師が未配置だったということなんですが、これによって何かトラブルは発生しておりますか。

○次長兼指導監査課長 この人員の未配置によりまして、トラブルが発生したということは聞いてはいないところです。以上です。

○内田 その錯誤であった可能性が高いということだったんですけれども、この事業所につきましては、そもそも主張しているのが非強制徴収公債権であるということを主張しているんでしょうか。

○債権管理課長 内田委員のおっしゃるとおり、相手方は今回私どもが支払いを求めている317万円については、公債権、非強制徴収公債権ですけれども、それに当たるという主張でございます。以上です。

○内田 ということは、自主返納している金額があると思うんですが、自主返納については非強制徴収公債権であるという認識で自主返納されているという理解でいいですか。

○債権管理課長 その辺りが、はっきり主張があって返還されているわけではなくて、2,500万円とかが納付された後に300万円の時効を主張しているということなので、それが公債権で、時効が5年だから、もう払わなくていいんだという主張になっておりますので、それ以外の債権について、どういう債権だという認識で払ったかというのは正直分らないところですが、私どもの説明としては私債権だというふうに説明をしていった、それに対して自主納付があったということでございます。以上です。

○内田 これは、過去の判例では私債権なんですか、非強制徴収公債権なんですか。

○債権管理課長 この部分についての判例というのがございません。以上です。

○内田 そうすると、今回の訴訟というのは判例をつくる訴訟になるから、かなり重いものだと思うんですね。それで、本市は最初被告だったのかな、そもそも今回反訴原告が本市であるわけで、そもそもの原告は先方だったんですが、本訴の中で私債権であること主張するということはできなかったんでしょうか。

○債権管理課長 まず、相手方が起こしてきたのが債務の存在しないということの確認の訴えということですので、そこで私債権かどうかという争いをするわけにできなかったのも、私どもとしてはその債務があるかないかではなくて、債務はあるんだけど、その先の、あるから支払ってくれということを裁判所に認めてもらうために反訴したと。その中で、時効になっているか、なっていないかという中で、私債権だという主張をしていく予定でございます。以上です。

○内田 大体のことが分かりました。ここも反訴については賛同するところでございます。

続きまして、議案第19号、20号、証明書の交付に当たっての柏市、流山市及び柏市、我孫子市との事務委託の廃止に係る協議についてでございますけれども、そもそもこの3市で、柏市、流山市及び柏市、我孫子市において事務委託をするようになったそのときの理由というか、どういう事実があって始めるようになったんでしょうか。

○市民課長 証明書の交付事務委託につきましては、柏市、我孫子市、流山市、沼南町において、平成17年10月から始まっております。当時は通勤、通学、買物途中に利用できる窓口というコンセプトで、お互いの自治体の住民票や印鑑証明などについて窓口を交付してまいりました。以上でございます。

○内田 そうすると、その目的というのは、今もまだ完全に達成してはいないと思うんですが、今でもその条件は変わらないと思うんですけど、そこはどうでしょう。

○市民課長 今回廃止する趣旨について、改めて御説明させていただきたいと思っております。今回国の施策によりまして、各種証明書の交付手段が充実してきたためというのが廃止の理由でございます。具体的には3点ございまして、マイナンバーカードを用いた証明書のコンビニ交付が普及してきたこと、それから本年3月より本籍地以外の市町村窓口で戸籍謄本を取得できるようになったこと、それから平成15年から全国で住民票の広域交付制度が始まっているということが理由でございますので、もともとローカルの制度で始まって、当時は非常に画期的な制度であったかなという認識でございますけれども、国で全国的なネットワークが充実してきたということで、今回3市で協議をして、廃止をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○内田 ちょっと整理すると、マイナンバーを持っていればコンビニで証明書、戸籍、それから住民票、それから印鑑証明が所得できる、そしてマイナンバーを持っ

ていなくても、各その3市にかかわらず、どの行政機関でも取得をできるということが、目的が達成されたという理解になるんですか。

○市民課長 現状の仕組みとしましては、ただいま内田委員がおっしゃったような状況でございます。以上でございます。

○内田 ただ、現実的に、やっぱりマイナンバーを持っていない方を対象にすると、柏市民なんか、よくおおたかの森の流山の出先機関で証明書を取得したりする場合もございますし、流山の方であれば、我孫子の方であっても、例えば柏市の行政サービスセンターで取得するということがあります。もちろんこれは全国的にどこでも使えるように、戸籍、それから住民票、印鑑証明を取得できるようになったとはいえ、やっぱりマイナンバーを持っていないと、先ほど来から印鑑証明を取得する方への不利益というのはあるわけですね。そうすると、印鑑証明を取得する方に対して、政策的にはマイナンバーカードを取得していただきたいという意向が政策目的にはあるんですか。

○市民課長 先ほど若狭委員にも御答弁申し上げたとおり、印鑑証明を御希望する方につきましては、マイナンバーカードをお持ちの方につきましてはコンビニ等の交付ができるということをお知らせしていくということと、あとはマイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、やはり柏市内の14か所の証明書交付窓口をしっかりとホームページ等で御案内していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○内田 ということは、マイナンバーをお持ちでない方の印鑑証明の取得に際しては、マイナンバーカードを取得することで利益がある旨の説明はあえてしないという理解でよろしいですか。

○市民課長 今回広報かしわの3月号で、マイナンバーカードをお持ちの方がコンビニのマルチコピー機で簡単に証明書をお取りいただくということを全市民の方にお知らせしているところでございます。以上です。

○内田 そうすると、やっぱりマイナンバーカードを持たない方、それから持っていない方、特に思想信条的な理由で持てない方、持たない方というのもしらっしゃるわけで、そういう方が印鑑証明を取得するのにやはり不利益が発生すると思います。そして、じゃ一方で印鑑証明を取得するに当たっては、マイナンバーカードを持っていたほうが有利ではないかというような意識操作みたいなものもされてしまう懸念もありますので、やはり今回の協議に当たってはかなり慎重な判断をしなければいけないと思っています。この3市の協議で、協議をしようということは、流山市、柏市、我孫子市、どこが最初に発案したんでしょうか。

○市民課長 柏市、流山市、我孫子市、3市で協議をしてみいましたけれども、きっかけとしましては我孫子市のほうがマイナンバーカードの交付が充実してきたということで、一つの御提案ということで協議が始まったというところでございます。以上です。

○内田 すみません、時期の確認だけさせてください。我孫子市から協議の申出が

あったのはいつでございますか。

○市民課長 事務局協議を開始したのは令和4年度でございます。

○内田 繰り返しとはなってしまいますが、私は当初の目的が達成されているという意見もございますけれども、マイナンバーを持たない方については、完全にはやっぱり地理的な条件を加えると、達成されていないということも言えますし、マイナンバーがなければコンビニでは取れないわけです、カードがなければね。マイナンバーカードがなければコンビニでは取れないわけですから、そういうことを考えると、やっぱりマイナンバーカードを取得するための政策的な誘導とも捉えがちなもので、この件については慎重な判断をさせていただきたいということを申し添えます。以上をもちまして議案第4区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 ただいまの19号と20号について確認をさせていただきたいと思います。先ほど件数2,400件、柏市民は1,087件、これは令和4年の数字でしょうか。

○市民課長 委員御指摘のとおり、令和4年度の数字でございます。以上です。

○渡部 そうすると、令和5年は途中なわけですがけれども、現時点でどのくらいというのは、何か数字ありますか。

○市民課長 申し訳ございません。現時点の数値は持っておりません。以上です。

○渡部 マイナンバーの取得率が先ほど72.4%というふうに示されました。2割以上の方はまだ取得をしていません。やはり3市が共同でやってきたというのは、市民にとっても非常に利便性の高かったものだと思います。市境に住んでいると、やはり例えば柏市民だったら流山のほうが便利だという方もいたし、県内ではもう残っていないという、たしか共同、御説明あったかなと思うんですけども、これはやはりすごく自慢していいというか、市民にとっては非常に便利な制度だったと思うんですね。だから、市民の利便性という点で考えて、いろいろ理由を述べましたが、マイナンバーの取得率が今後急速に上がるとはちょっと私なんかは思えません。頭打ちのところあると思います。そうしたときに、やはり隣接する市で取得ができるということは市民にとっては利便性高く、それができなくなっちゃうことの不便、これはやはりそんなに軽いものではないんじゃないかと思うんですね。それで、次伺いたいのは経費なんですけれども、共同で発行していたことを共同でやらなくなることで、例えば経費における何か違いというのがあるんでしょうか。柏市の経費です。

○市民課長 経費につきましては、機器賃貸借料など年間約90万から100万程度の経費削減となります。以上です。

○渡部 年間90から100万だったら、やっぱり1,000件の柏市民の利用があったということを考えると、私はこれは簡単になくしていいのかなという非常に疑問を持っています。当初は流れかなという気もしましたが、やはり市民の利便性向上という点ではやはり不便になるという、これは問題だなと思って、ちょっと賛成は簡単にはちょっとできないかなというふうに、ちょっと思いました。これはちょっと

意見で、なくさないでほしいと私は思います。以上です。

○塚本 議案第14号について、ちょっと補足的に質問させていただきます。公債権か私債権かで時効期間が変わるということで、そこが争われていると思うんですけども、先ほど内田委員の説明で判例はないところだったんですけども、厚労省とか国保連とか、こういったことに関して見解というのは出されていないんでしょうか。

○債権管理課長 相手方が厚生労働省に問い合わせたという記録があるんですけども、その際に厚生労働省からは、公債権か私債権かというのは明言されなかった、要は裁判所に聞いてくださいみたいなということだったというふうに聞いております。以上です。

○塚本 分かりました。じゃ、ちょっとこれ先例としてかなり重要な裁判になってくるかなと思いますので、よろしく願いいたします。それで、民法703条か704条かという根拠条文が出てくるんですけど、703条か704条かをどちらを主張するかによって利息でもかなり変わってくるかと思うんですけど、柏市としては、これは704条で主張しているということですか。何か両方条文書いてあるんですけども。

○債権管理課長 たしか703条が善意の場合、704条が悪意だったですか。柏市としては、相手方が記載漏れだということが分かった以降、認識した日以降はもうその事情知っているんで、それで悪意の条文を適用するという考えでございます。以上です。

○塚本 分かりました。ありがとうございます。ということは、柏市も両方主張して、善意の期間と悪意の期間があるということになるということですかね。当然法律の規定を、看護師とかの配置基準というのは当然知っておかなくちゃいけないことだと思いますので、善意と言いつつ逃げられないんじゃないかなと思って今質問したんですけど、当然悪意になってくるんじゃないかなと思ったんですけど。

○債権管理課長 不当利得ということで、令和3年の9月1日に過払い金の返還が開始されたということで、その翌日からはもう不当利得に当たるということを知らなかったということではないということで悪意、決して不正請求とか、そういう意味の悪意ではなくて、知っていたか知っていなかったかということで、そうすると、その日以降は悪意の利息になるという考えでございます。以上です。

○塚本 これは、基本的に松戸市の施設に柏市の方が入居されていたというところの未配置の話だと思うんですけど、当然松戸市の施設なので、松戸市の市民も通っているのかな、入っていると思うので、松戸市も同様な事案になったりするんでしょうか。

○債権管理課長 今回の事案は、事業所、相手方の方針は松戸市の方針ですけども、事業所は柏市の永楽台にある事業所です。ですから、使用している、通所等をしているのは柏市民のみということでございます。以上です。

○塚本 分かりました。ありがとうございます。

○内田 貴重なお時間大変失礼いたします。議案14号の訴えの提起で、ちょっと確

認をさせていただきたい。私の記憶違いだったら、お時間いただいて大変失礼なんですけど、今民法の703条、704条のお話が出たと思うんですけど、悪意か錯誤かとのところで、ちょっと指導監査課と債権管理課の答弁が整理できないところがあるんですけど、債権管理課はこれは悪意という展開をされていますけど、先ほどの御答弁では、指導監査課のほうは錯誤であったというような答弁だったと思うんですけど、これはちょっとどちらになるんでしょうか。御説明ください。

○債権管理課長 指導監査課のほうで錯誤と言ったのは、必要な職員を配置していなかったというのが故意によるものではないという意味での錯誤ということで申し上げたと思います。私ども債権管理課のほうで言った悪意というのは、不当利得であることを知っていた期間について、民法の704条が適用されるという意味で申し上げたということでございます。以上です。

○内田 分かりました。じゃ、根拠法令についても理解できました。ありがとうございます。

○市民課長 先ほど渡部委員が御質問があった件につきまして、1点補足をさせていただきたいと思います。令和4年度の柏市民の方で、我孫子、流山で証明書を取得された方は1,087件いらっしゃると思し上げまして、そのうち印鑑証明の76件につきましては、カードをお持ちでなければ、やはり柏市内の証明書の発行窓口14か所のどこかでお取りいただきます。ただ、大半を占める戸籍ですとか住民票につきましては、全国どこの窓口でも証明書をお取りいただけますので、例えば市境にお住まいの方が流山市の窓口ですとか我孫子市の窓口で戸籍や住民票の証明書をお取りいただくことは可能でございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第13号、包括外部監査契約の締結について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号、訴えの提起について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうもお疲れさまでした。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願9号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○山田 会派のほうの問題のことを少しお話しておきます。うちの会派はたくさんいろんな、12名、本当にそれぞれ闊達な議員さんいらっしゃっているんですけども、この件につきましては、請願者、確かに1985年、72番目だということで締約国になってございます。そして、男女共同参画基本計画、諸課題の整理を含めてということでこの請願の主旨十分に分かっておるんですけども、うちの会派、申し上げましたとおりに、いろいろ調べまして、国際連合の女子差別撤廃委員会に直接通報できる個人通報制度を定めたものというふうに理解をしましてですけども、ただし委員会の意見及び勧告には法的拘束力はないと、こういうふうに結んでいるところまで、その過程を十分議論してまいりましたけれども、現在一応締約国になっております。それは十分承知しているんですけども、選択的夫婦別姓制度とか、それから家族制度、相続の問題とかいろいろ協議しなければならないという問題が随分あって、含めて、我が会派のそれぞれの委員の意見は検討課題はまだあるんだということで、現在うちの会派については、これは現状のところはちょっと反対というか、賛同できないということの我が会派の結論でございます。

○渡部 これ請願者も述べているように、日本が女性差別撤廃条約は締結していると。しかし、その選択議定書については、まだ日本は批准をしていない。しかも、僅か5か国であると。これ実際私は、言い方きついですけど、恥ずべきことだと思います。だから、日本のジェンダー平等、ジェンダーギャップ指数って125位、書いてありますけど、その前年はたしか116位ですから、さらに9位下がっているんですね。こういう事態に対して、やはり議会は国に対して、しっかりと国に対して批准を求めるって私は当然のことだと思うんですね。このジェンダーギャップ指数の低さについて、議員の方は、私、皆さんどう考えるのかなって、ちょっと疑問なん

ですね。これ賛成する方も多分いらっしゃると思うから、反対って言っている方は、ジェンダーギャップ指数がこんなに低いということの事態をどう捉えているのか。世界で僅か5か国が批准していない、これをこのままにしていいいのかなということについて、意見があればぜひ、そこの辺について、どのようにお考えかということとは、ぜひ私は聞きたくて仕方がないんですが、せっかくですので、これ柏市の男女共同参画推進計画の中で少し執行部に対しても伺いたいと思うんですけども、柏市も男女平等求めているいろんな活動していると思います。推進計画についても指標を定めて、その目標に向けて様々な議論されていると思います。年に4回審議会開かれて、議事録もなかなか審議会傍聴していないもんですから、議事録読ませてもらいました。活発な議論がなされているなと思いました。ただ、その中で少し気がかりだったのは、男女平等の視点は、それは目標には近づいているが、著しい成長は見られない、こんなふうな議論も審議会の中でありました。定めた指標に対して、なかなか柏市としてそこまでいっていないというのが、指標でもいっぱい定めていますので、ちょっと特徴的なところで、もし報告、説明いただけるような指標がありましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思います。

○共生・交流推進センター所長 特徴的なものということなんですが、例えば管理職の女性割合、そういったものですか、あとはよく言われるところが、審議会における女性比率の問題といったところが上がってくるとは思います。これは、比率まで申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○渡部 審議会は、多分比率上がっていると思います。目標に対して、それ達成できているのか、まだもう少し差があるよということか、その辺りをぜひ、執行部。

○共生・交流推進センター所長 例えば管理職の割合としましては、計画値15%に対して、今課長相当職ということにはなるんですが、20%と、これは達成できている状況です。それに対して、附属機関における女性の委員が35%以上の割合という指標は設定されていまして、そちらにつきましては計画65%に対して32.1%ということで、こちらのほうにつきましてはまだ計画値には及んでいないというような実情がございます。以上でございます。

○渡部 管理職の女性の割合の計画値の15%というのも、確かに20%達成しているけれども、低いなとちょっと思いました。それが男女間の賃金の格差の、生涯賃金で3,000万女性のほうが低いということにも現れているんだろうなと思いましたけれども、ぜひ女性管理職向けの研修、参加者は多分増えていると思いますし、令和5年度の研修参加人数がもし分かりましたらお知らせいただきたいんですけども、男女共同参画推進計画をつくって、審議会でもいろんな努力をしているけども、なかなか目標までいっていないこともある、そこは柏市だけでなかなかどうこうできないことではないと思いますけども、せめて議会としてはやはり政府に対して求めたいですし、柏市としては柏市でできることをぜひ強力に推し進めていっていただき、男女の差はないような、男女平等に向けて進むようなことをぜひ目指していただきたいというふうに思います。これは意見です。

先ほどの、もし世界の中で5か国だけだとか、そのジェンダーギャップ指数が非常に日本は低いという点もしようがないと思っているのか、そこはやはり上げなきゃいけないと思っているのかという、ぜひ議員の意見交換ができたらなと。やむを得ないという、清風さんは、せっかく女性の福元議員がいながら、やむを得ないというふうなことで一致しているのでしょうか。もしお答えいただけたらお願いします。

○山田 本当に闊達な意見が出て、万機公論に決すべしですけども、我が会派のほうは、本当に申し上げたとおりに、多様に真剣にこの国内の、日本国の民族の存亡まで考えている人たちもおまして、それで十分多様な生き方を認める、ジェンダーフリーは理解をしていますよ。そのためにやっぱりこの締約国になったということは、ちゃんときっちりみんな受け止めておるわけで、申し上げましたとおりに、今様々に自分たちの世界に同調して、それは日本の伝統文化、これから多様な生き方の中で文化も和合していく、そういう時代になるわけですから、その中で、今プロセスの中にやっぱりしっかり検討の課題はあるところをしっかりと少し議論を進めたいということで、我が会派は現在のところ十分分りつつ、ちゃんとそんなに誹謗されるようなことはありません。ちゃんとみんな議員はそれぞれ自覚しながら、検討の課題はあるということを残しながら、現在のところもう少し真剣にやりたいと、この請願の今の時期では賛同できないということで意見を申し上げた次第でございます。

○渡部 今の時期はというならいつなのかなって、今でしょうって思いますけども、かつて清風さんも会派で一致なくて、賛否が分かれた案件もありました。ぜひ福元議員は女性ですし、ぜひこのジェンダーギャップ指数、会派のあれにとらわれずに、やはりこれはぜひ請願ですので、個人として、やはりこれは採択をしようという立場にぜひ立っていただけたらうれしいなと、個人の思いと会派の考えともし違っている場合、やはりそれは会派に従わなければいけないということは恐らくないですし、今までも分かれていましたから、この請願はぜひ賛同していただいて、男女平等の社会に向けて一緒に力を合わせていきたいなと思いますので、福元議員もよろしくお願いいたします。

○内田 それでは、議題となっております請願の女性差別撤廃条約の選択議定書のすみやかな批准を日本政府に求めることについてでございますけれども、女性の現在の地位というのは、まだまだ非常にジェンダーギャップ指数にも見られるように、社会的には、制度的にも確立できたけれども、十分使い果たせていないというのが現状にあると思うんです。ここまで来るに当たって、激しい、これは国際的にも国内的にも激動の女性解放運動というのがあった中で、現在の公民権というものが確立できてきていると。しかしながら、審議会とか女性職員管理職の割合とかはいまだ十分とは言えない状況です。日本全国的に見ると、例えば独立行政委員会、例えば農業委員なんかだと、まだまだ女性が参入できていないという状況があります。平等というのをどう考えるかというところに私はあると思っています、やっぱり人権

が侵害されているという状況、人権が満たされていない状況が続けば、それは私は平等であるとは言えないと考えています。やはり平等、人権が満たされる、人権が確立されるということを、やっぱりこの柏市として女性の人権を尊重していくということを考えれば、この意見書については採択するための請願の採択を、意見書を決議するための請願の採択をしていくべきだと思います。そして、人権侵害に係る事象というのは、例えばDVにしても、圧倒的に被害者は女性が多いわけですね。そういうことも含めて、やっぱり人権侵害というのがどれくらいあるのか、女性の人権侵害、ここはちょっと共生・交流推進センターにも確認したいんですけども、DVを含む人権が侵されたというような、そういうような相談件数というのは年間どれくらいあるんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 すみません、ちょっと私どもの女性相談という部分に限って言えばという話なんですけど、そちらでは大体11%ほどということで結果と出ています。（「具体的に」と呼ぶ者あり）全体件数としては……

○委員長 ちょっとどうでしょうか。執行部、今探していますか。

○共生・交流推進センター所長 ちょっとお待ちください。すみません、340件ですね、全体件数としましては。

○内田 340件のうちの11%という理解でよろしいんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 そのとおりです。

○内田 主な相談内容というのを具体的に教えていただけますか。

○共生・交流推進センター所長 相談内容としましては、相談者自身の抑鬱、不安、恐怖、怒りとか、そういう感情、精神的な症状に関する相談ですとか、あとは夫からの支配的関係の強要や態度への不満や疑問、あとはちょっと漠然とはしているんですが、生き方といったところですかね、そういったところが多い形となっております。以上でございます。

○内田 今御答弁頂戴したように、メンタル面とか生き方のこととか、男性からの支配によるものとか、そういうものというのはやっぱり解決しなければならないわけであって、そのためにはやっぱり男女平等というのを確立していかなければならないというふうに私は考えておりまして、そのためにはこの意見書を決議するということは大変重要なことでございますし、そういった意味では、本請願については採択いただくことを求めまして私の意見表明といたします。ありがとうございます。

○山田 おっしゃるとおりですよ。私たちは言っているのは、いわゆる人権を侵害するとか、それから人権が満たされる、そこは当然認めているわけです。そういうことで言っているわけで、だからずらさないでもらいたい。私たちの会派で言っているそれぞれの議員の皆さんは、やっぱりまだいろいろ検討するところがあるので、そこが。この本旨は皆さんのおっしゃるとおりです。女性の地位を卑下するとか、そういうことでは言っていないし、男女平等と、その平等も深さもありますし、いろんなことはちゃんと踏まえた上で、まだまだいろいろなことを考えていかなきゃ

ならないこと、これ言うと、時代は個人主権になってきましたけれども、今は、今度は家族制度の崩壊がしたために、日本の中ではいろいろの人を、今度家族を守れなくなったとか、いろんなこともあるんで、12名の議員はそれぞれのいろんな考え方があった上で、現状のところではもう少し検討したいということの意味合いから、今回は賛同できていないということの意見を申し上げたと、こういうことでございます。

○委員長 ほかに意見はよろしいですか。——なければ終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願9号について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。
次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。
50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長 今回の示談内容について御説明申し上げます。資料の7番にありますとおり、令和5年8月8日、柏市柏において当局職員が運転する庁用自動車が、自宅に駐車していた相手方の車に接触いたしました。こちらの理由としては、本人は公務の帰りに道をちょっと間違ってしまったため、公用車の切り返しでバックをした際に、相手方の所有者の自動車の左前部のバンパー、ヘッドランプ、フェンダーなどの破損をしてしまったというものでございます。こちらの中身につきましては、修繕費と代車費用などがございまして、示談日が令和6年の1月11日、示談金が83万3,030円となっております。金額が高額になってしまった理由といたしましては、過失の割合が全面的にこちらが悪いということ、また相手方の車がちょっとミニバンタイプの、ちょっと値段が高価な車であったこと、あと代車費用が発生したことなどが主な理由となっております。今後はこのような事故がないように、安全運転について課内職員にも周知して対応したところでございます。私からの説明は以上となります。

○債権管理課長 令和6年3月11日付の専決処分についての1番、訴えの提起の1番について御報告をいたします。訴えの相手方ですけれども、表にありますとおり、柏市東一丁目にあるL a l a株式会社です。訴えの内容ですけれども、その会社の

従業員等が未払いになっている市県民税、市民税、県民税、それから国民健康保険料について、本市が差し押さえた給与等債権の取立て額158万2,900円の支払いと、下のほうに行きまして、訴状の送達の日から支払うまでの年3%の遅延損害金、それから訴訟費用の負担を求めるものでございます。ただ、2月26日専決処分日ありますけれども、これが訴えを提起した日ですけれども、それまでに9万1,600円の支払いがありまして、その間延滞金が2万2,000円増えておりますので、差引き6万9,600円となりまして、訴状では151万3,300円の支払いを求める内容としてございます。訴えを提起するに至った主な経緯について御説明いたしますと、この会社の従業員等である滞納者ですが、柏市に転入した令和元年から給与差押えた令和4年12月まで、市税と国民健康保険料の納付が一度もありませんでした。催告についても全く応答がなく、保険証の関係で一度保険年金課に2回かな、連絡があったんですけれども、そのときに分納の約束をしても一度も守られないということで、令和4年12月に私ども債権管理課で引き受けることといたしまして、給与の差押えを行いました。今度はその会社も何の反応もしないということで、昨年5月に弁護士に取立ての業務を委任したものでございます。ここでようやく相手方の会社が反応したんですけれども、差押えの、給与から天引きするという手続を行わずに、滞納者が自分で払うと、払って解決したいという意向でした。滞納者は、滞納繰越分の分納は始めたんですけれども、それと同時に払う約束だった新規の分、現年度分についての納付が全くないということで、滞納は累積している状況にあるということで、2月の26日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行ったものでございます。まだ第1回の口頭弁論の期日は決まっておりません。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。

○永山 先輩から御指導がありましたので、質問させていただきます。選挙管理委員会のほうの件なんですけれども、これごめんなさい、庁用自動車にドライブレコーダーはついていたんでしょうか。ついていたら、それが機能をして負担割合は変わったのか、柏市というか、執行部側の主張はどういう感じでしょうか、お願いします。

○選挙管理委員会事務局長 負担割合については、完全に自宅に止まっている車にうちがバックしてぶつけちゃったので、そこについては10対ゼロで変わらないということです。以上です。それで、すみません。ドライブレコーダーはついていなかったそうです。

○永山 1点だけ。分かればいいんですが、相手の車にはついていたんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 ちょっとそこについては、すみません、現時点では分かりません。申し訳ないです。どっちにしても、うちのほうがもう100%悪いというのは間違いございませんので、そこは今後注意していきたいと考えてございます。

○永山 御無理を言いまして、ありがとうございます。議場で認識が統一されたものだと思いますので、ありがとうございます。

○内田 債権管理課のほうの専決処分についてお尋ねをいたしますけれども、この方、お話によると、柏市に越して5年ということをして伺っているんですけども、その前にお住まいになっていた自治体では滞納というのはなかったんでしょうか。

○債権管理課長 この方、柏市に来る前、川崎に住んでいたということなんですけれども、ちょっとそこでの滞納があったかどうかについては承知をしておりません。以上です。

○内田 5年前となると、税のほうも国保のほうも、特に不納欠損で処理される額というのはないということで理解していいんですか。

○債権管理課長 市税のほうは、時効期間が5年ということになりますので、課税されたのが2年度からということですので、まだ時効にかかっているものはないと。それから、国民健康保険料は時効が2年ですけれども、その前に令和3年と4年に2回納付の相談があったということですので、そこで時効が更新されています。したがって、不納欠損になるという債権はありません。以上です。

○内田 この方に支払われている給与の額というのはお示しいただけますか。

○債権管理課長 金額が、額面で55万円ほどということでございます。以上です。

○内田 会社側は、この方に対しての給与の支払いというのは全額の支払いをしていて、本市には納付してこないという状況が続いているということでしょうか。

○債権管理課長 この方は、会社のほうから、会社のオーナーですか、から借金をしているということで、毎月給与から15万円程度天引きをされているというふうに聞いております。以上です。

○内田 そうなんですね。議案じゃないので、そんなに深くはお聞きしませんけれども、債務名義が取得できて、差押えができるようになって、会社が支払いに応じなかった場合は、取引先、会社の取引先へも一応は請求というのは、差押えはできるんでしょうか。

○債権管理課長 税と違って強制的に調査するわけにはいかないですけども、相手方が応じれば取引先を教えてもらって、そこに対して裁判所を通じて差押えの命令を出してもらい、あるいは相手方がそういう調査に応じなければ、財産開示の手続をして開示してもらい。その上で取引先に、あるいは預金などの債権を差し押さえるということは、債務名義をもらってやるということは可能になります。以上です。

○渡部 少し確認させていただきたいと思います。この方、年齢と家族構成はどうなっているのでしょうか。

○債権管理課長 年齢は30代前半の男性です。住民票上は単身世帯というふうになっているんですけども、女性と同居しているというような話でございます。以上です。

○渡部 こういう案件が出るたびに、やはりもっと早く対応出来なかったのか、何か困り事があったら、それこそ早いうちだったら何とかなかったんじゃないかなって思うことがたびたびあります。市から示されるこの文書でしか内容って実は分から

ないんです。具体的に、仮にもし相談があったら、裏側にいろんなその人の生活実態があるんじゃないかなということが分かりますし、そういう例って私も今まで経験をしてきました。例えば子供に対する養育費を実は払っているんだなんていうことも実際には分からない場合もあるわけです。ですから、この提起については納得というか、そうなのかなと受け止めるしかないんですけども、やはりその人の生活の裏側にあるものですか、そういったこともしっかりと把握できるような相談体制ですか、ぜひその敷居を低くしていただいて、この方2回は市のほうと接触があったということです。いろんな御事情をやはり抱えているんだろうなというふうにも推察しますので、ぜひこの訴えの提起も、この人が生活に立ち行かなくなるような柏市の対応を求めたいと思います。

昨年だったと思いますけれども、流山では、給与の差押えされた方が自ら命を断ってしまった、自殺したということが実はありました。そういうことも私たちやはり真剣に考えなきゃいけないなと思いますし、ぜひ真剣にというか、丁寧に対応をぜひ今後も進めていただきたいなというふうに思います。あとは、普通職場に居づらくなってしまう、会社が応じないという辺りの理由がよくちょっと分かりませんが、職場に居づらくなって退職せざるを得なくなるということも往々にしてあるかなと思いますので、その辺も十分に配慮しながら進めていただきたいなというふうに思います。意見です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会を原則として、各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員長、副委員長に御一任ということで。

では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等含め、正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

実施時期につきましては、皆さんに日程の調整に御協力していただいた結果、4月22日月曜日から4月24日水曜日の2泊3日に決まりましたので、よろしくお願いします。

続いて、視察項目及び視察地についてですが、私のほうで少し調べたところ、北海道函館市の函館市地域交流まちづくりセンターや青森県八戸市のスポーツを通じたまちづくりについての取組、宮城県仙台市の仙台市震災メモリアルについての項目はどうかと考えています。各市へ打診したところ、視察受入れは可能との返事をいただいております。委員長としては、これら3市を視察地といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、視察地は北海道函館市、青森県八戸市、宮城県仙台市とし、その他詳細につきましては正副委員長に御一任願います。

なお、詳細は後日御連絡申し上げることとなりますが、急遽欠席する場合は事務局まで御連絡ください。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 4時55分閉会